

# 経済産業省施策説明会

平成28年11月

東北経済産業局 福島サポーター

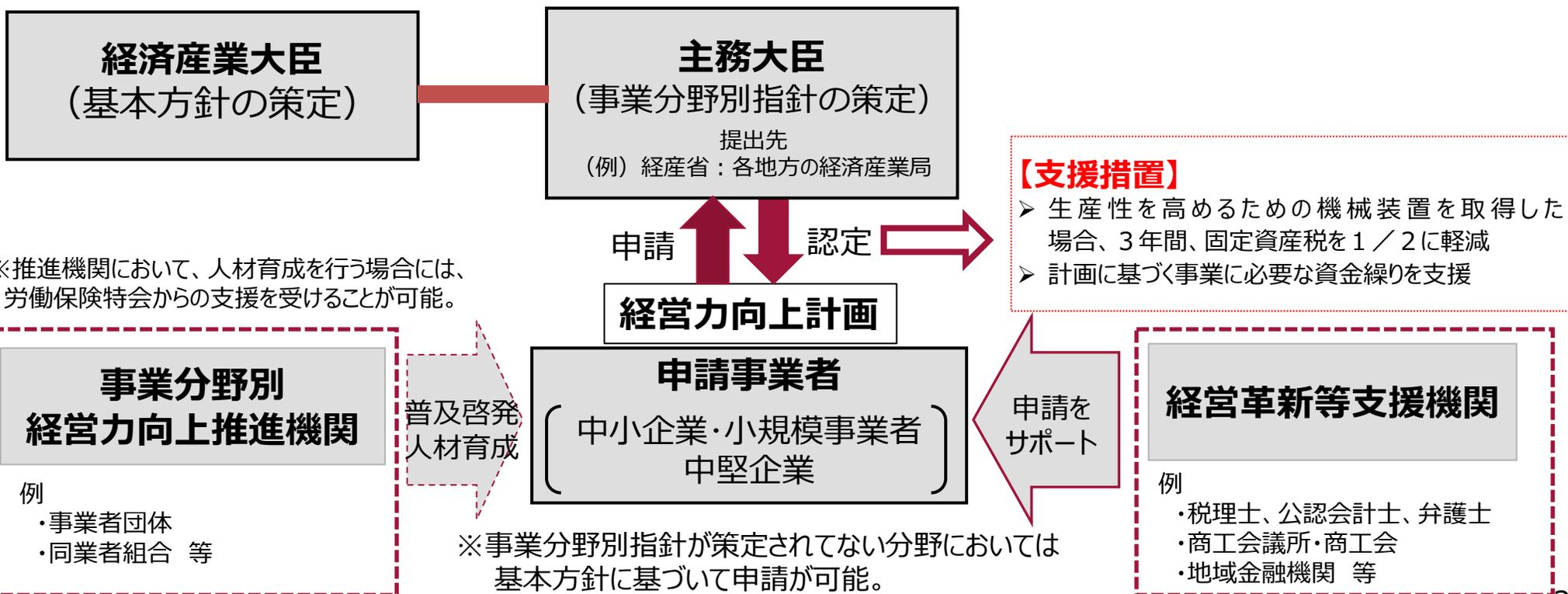
# **1. 中小企業・小規模事業者の生産性向上**

## (1) 事業分野別指針の策定

事業所管大臣が、事業分野ごとに生産性向上の方法などを示した指針を策定。

## (2) 経営力向上計画の認定

中小企業・小規模事業者や中堅企業は、自社の生産性を向上させるための人材育成や財務管理、設備投資などの取組を記載した「経営力向上計画」を各大臣に申請。  
認定された事業者は、様々な支援措置を受けられる。



# 中小企業等経営強化法 ー 新たな機械装置の投資に係る固定資産税の特例(固定資産税) ー

- 中小企業者が取得する新規の機械装置について、一定の要件を満たした場合、3年間、固定資産税を1/2に軽減。
- 史上初の固定資産税での設備投資減税。赤字企業にも大きな減税効果が期待。

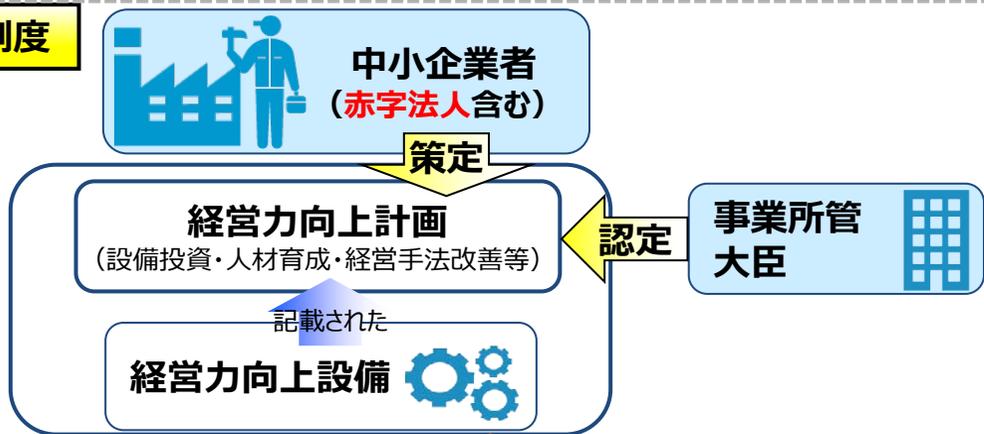
## 適用期間

【適用期間：3年間（平成30年度末までの投資）】

※中小企業等経営強化法（別紙）の施行日（平成28年7月1日）以降に取得した資産が対象

## 特例対象・内容

### 制度



### 特例措置

(生産性向上設備に係る)  
**固定資産税の特例  
1/2軽減(3年間)**

### 【支援対象】

- 中小企業者（※）が**経営力向上計画に基づき取得する新規の機械装置（新品）**

※中小企業者：資本金1億円以下等、大企業の子会社除く

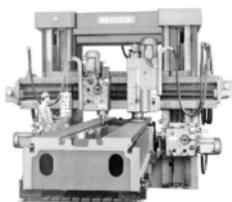
- **生産性を高める機械装置**が対象

※既存の設備投資減税（生産性向上設備投資減税）の支援要件（①160万円以上、②生産性1%向上（10年以内に販売開始）、③最新モデル）のうち、①、②を満たした機械装置が対象です。中小企業への配慮から、③は、要件から除外。

### 【特例】

- 固定資産税の課税標準を**3年間1/2に軽減**

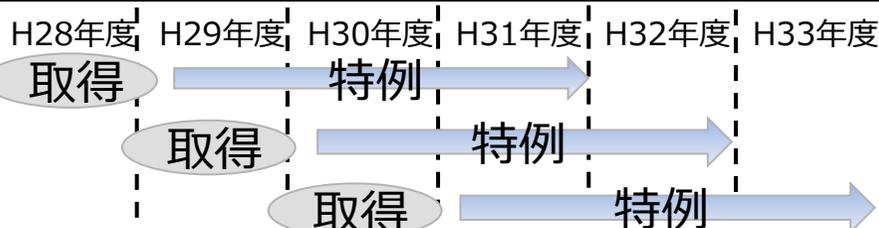
### 対象設備の例



金属加工機械



ソフトウェア組込型（NC）複合加工機



※例：平成28年に取得した設備は、平成29年1月1日時点で所有する資産として申告され、平成29、30、31年度の3年間固定資産税が軽減されます。

# 中小企業等経営強化法 ー固定資産税の軽減措置以外の支援措置ー

○政策金融機関の低利融資、民間金融機関の融資に対する信用保証、債務保証等により円滑な資金調達を支援。

## ① 商工中金による低利融資

中堅クラス向け

中小企業者向け

経営力向上計画を策定した場合、商工中金の独自の融資制度により、低利融資を受けられる。

## ② 中小企業信用保険法の特例

中小企業者向け

中小企業者は、経営力向上計画の実行（※）にあたり、民間金融機関から融資を受ける際に、信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等の別枠の追加保証や保証枠の拡大が受けられる。

※新事業活動に該当する事業

○保証限度額の別枠・保証枠の拡大

	通常枠	別枠
普通保険	2億円（組合4億円）	2億円（組合4億円）
無担保保険	8,000万円	8,000万円
特別小口保険	1,250万円	1,250万円
新事業開拓保険 海外投資関係保険	2億円→3億円（保証枠の拡大）	

## ③ 中小企業投資育成株式会社法の特例

中小企業者向け

経営力向上計画の認定を受けた場合、通常の投資対象（資本金3億円以下の株式会社）に加えて、資本金額が3億円を超える株式会社（中小企業者）も中小企業投資育成株式会社からの投資を受けることが可能に。

## ④ 日本政策金融公庫によるスタンバイ・クレジット

中小企業者向け

経営力向上計画の認定を受けた中小企業者（国内親会社）の海外支店又は海外現地法人が、日本公庫の提携する海外金融機関から現地通貨建ての融資を受ける場合に、信用状を発行して、債務の保証を実施できる。

○補償限度額：1法人あたり最大4億5000万円

○融資期間：1～5年

## ⑤ 中小企業基盤整備機構による債務保証

中堅クラス向け

中堅クラスの企業等、信用保険法の特例が措置されていない中小企業者以外の者が、経営力向上計画を実施するために必要な資金について、保証額最大25億円（保証割合50%、保証料率 有担保0.3%、無担保0.4%）の債務の保証を受けられる。

## ⑥ 食品流通構造改善機構による債務保証

中堅クラス向け

中小企業者向け

食品製造業者等は、経営力向上計画の実行にあたり、民間金融機関から融資を受ける際に、食品流通構造改善機構による債務の保証を受けられる。

# 中小企業・小規模事業者の資金繰り支援

平成28年度第2次補正予算額 **642.0億円** <うち財務省計上326.0億円>

中小企業庁 金融課  
03-3501-2876  
東北経済産業局 経営支援課  
022-221-4806

## 概要

### 事業目的・概要

- 英国のEU離脱に伴う不安定性・不確実性や新興国経済の動向といったリスクに備え、中小企業・小規模事業者の資金繰り支援に万全を期します。

### ①政策金融

- 経営環境の変化により一時的に業況が悪化している企業に対し、日本政策金融公庫・商工組合中央金庫によるセーフティネット貸付等を実施するとともに、経営力の向上に取り組む中小企業者等を支援するための、日本政策金融公庫による低利融資制度を創設します。

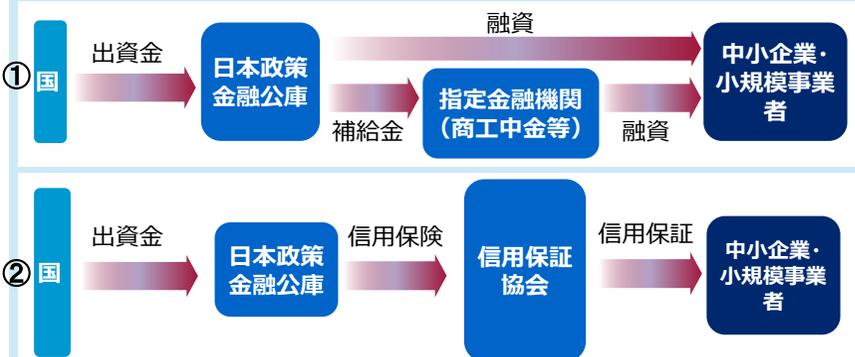
### ②信用保証

- 中小企業者等が行う、既に存在する保証付き融資の新たな保証付き融資への借り換えに万全を期すとともに、新規資金の追加による中小企業者等の前向きな投資を支援します。

### 成果目標

- 中小企業・小規模事業者の資金繰り円滑化を図ります。

### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



## 事業イメージ

### ①政策金融

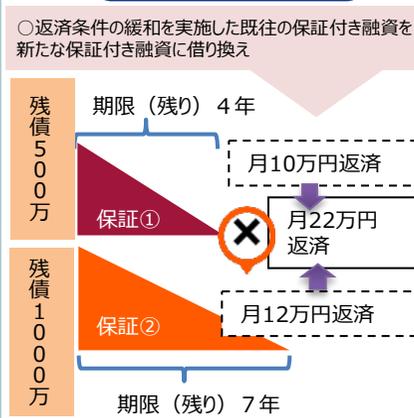
- 経営環境が悪化している中でも経営改善計画の策定や雇用の維持・増加の取り組みを行う事業者に対して、日本公庫・商工中金によるセーフティネット貸付等の利率を引き下げます。
  - ① 経営改善計画の策定を行うもの : 利率を0.2%引き下げ
  - ② 雇用維持・増加を行うもの : 利率を0.2%引き下げ
  - ①及び②を行うもの : 利率を0.4%引き下げ
- 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けた事業者が行う設備投資資金の借入れについて、日本公庫の貸出利率を引き下げます。
  - 設備資金について基準利率から0.9%引き下げ。

(※) 日本公庫基準利率(平成28年8月現在) 中小企業事業1.30% 国民生活事業1.85%

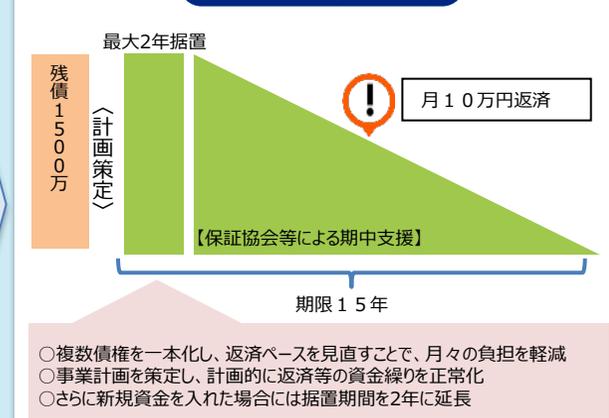
### ②信用保証

- 既往の保証付き融資を新たな保証付き融資に借り換え
- 複数債務を一本化し、返済ペースを見直すことで、月々の負担軽減
- 当面の中小企業の資金繰りを緩和
- 新規資金の追加による前向き対応を支援

### 借換保証前(イメージ)



### 借換保証後(イメージ)



# 地域未来投資促進事業

## 平成28年度第2次補正予算額 1001.3億円

中小企業庁 経営支援課 03-3501-1763 / 技術・経営革新課 03-3501-1816 / 商業課 03-3501-1929 / 小規模企業振興課 03-3501-2036  
 商務情報政策局 サービス政策課 03-3580-3922 地域経済産業G 中心市街地活性化室 03-3501-3754  
 通商政策局 経済連携課 03-3501-1595 / アジア大洋州課 03-3501-1953  
 東北経済産業局 産業技術課 022-221-4897 / 情報・製造産業課 022-221-4903 /  
 商業・流通サービス産業課、コンテンツ産業支援室 022-221-4914 / 経営支援課 022-221-4806

### 事業の内容

#### 事業目的・概要

- 国際的な経済社会情勢の変化に対応し、足腰の強い経済を構築するために中小企業・小規模事業者の経営力向上を図ることが必要です。
- 地域における革新的ものづくりやIT導入に加え、海外展開加速化等の政策目標を踏まえ、先進的な観光開発や輸出拡大等を幅広く支援します。
- 具体的には、中小企業者等の革新的ものづくり・商業・サービスの開発や、中小企業等経営強化法に基づくIT導入の取組を支援します。
- 加えて、中堅・中小企業が、事業機会拡大が見込まれるTPP参加国やアジア地域において、市場開拓、共同実証等を行うこと等を支援します。

#### 成果目標

- IT等を活用した革新的ものづくり開発を支援し、事業終了後5年以内に事業化を達成した事業が半数を超えることを目指します。
- 中小企業者等に生産性向上のためのITを導入することで、経営力向上計画で定めた目標を達成することを目指します。
- 本事業で海外展開を目指す企業の海外市場獲得率が60%を超えることを目指します。

#### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



### 事業イメージ

#### 事業の詳細

##### 1. 革新的ものづくり・商業・サービス開発支援事業

- 中小企業者等が第四次産業革命に向けて、IoT・ビッグデータ・AI・クラウドを活用する革新的ものづくり・商業・サービス開発を支援。  
(補助上限：3000万円、補助率：2/3)
- 中小企業者等のうち経営力向上に資する革新的ものづくり・商業・サービス開発を支援。  
(補助上限：1000万円・500万円、補助率：2/3)

※雇用・賃金を増やす計画に基づく取組については、補助上限を倍増

※最低賃金引上げの影響を受ける場合は補助上限を更に1.5倍(上記と併せ補助上限は3倍)

##### 2. 中小企業IT経営力向上支援事業

- (1) サービス等生産性向上IT導入支援事業(補助率：2/3)  
中小企業等経営強化法に沿って、経営力向上を支援するITシステムの導入等費用の一部について補助。
- (2) 経営力向上・IT基盤整備支援事業(委託)  
中小企業者等の業種の垣根を越えた企業間の電子データ連携に関する調査を行うとともに、ITを活用して経営力向上を図る取組事例を紹介する相談会等を開催。
- (3) IT関連の専門家等派遣事業(委託)  
中小企業者等における、ITを活用した経営戦略の策定からITの導入に至るまで、様々なステージの取り組みを支援するため、専門家の派遣を行う。(2年で1万社)

##### 3. 需要開拓支援事業(中堅・中小等)

- (1) 小規模事業者広域型販路開拓支援パッケージ事業  
小規模事業者等に、アンテナショップなどの販路開拓等を図る場を提供する取組を支援。
- (2) 海外展開戦略等支援事業  
専門家によるアドバイス・情報提供の実施や、現地企業との共同実証の支援により、中堅・中小企業の海外市場獲得を推進。
- (3) 観光資源等を活用した地域高度化計画の策定等支援事業  
地域の観光産業の高度化を図るための先進事業や連携計画の策定等を支援
- (4) 商店街・まちなか集客力向上支援事業  
外国人観光客の消費を商店街・中心市街地に取り込むとともに、消費喚起に向けた機能向上、施設整備を促進

# 生産性向上設備投資促進税制について

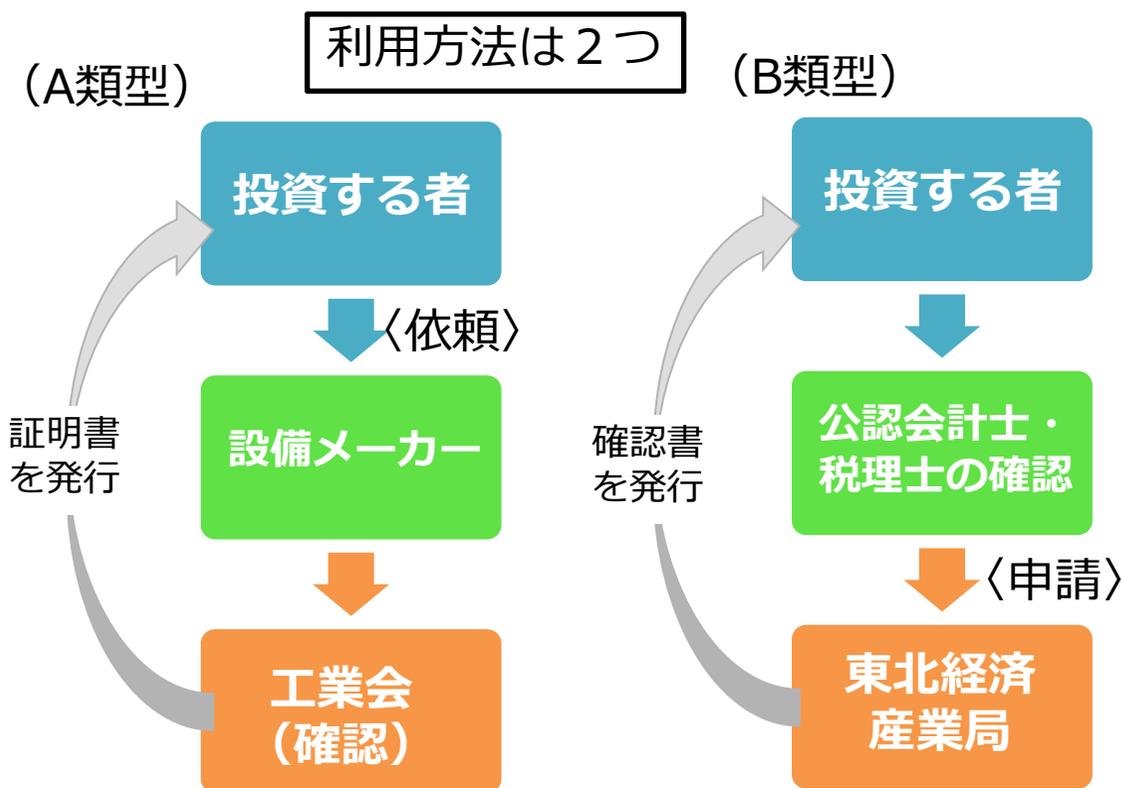
東北経済産業局 地域経済課 TEL：022-221-4876

○設備投資（対象は限定）に対して優遇税制を措置しています。

〈投資した設備に対して特別償却50% もしくは 税額控除4%の選択〉

○広い業種で利用可能となっています。

○平成29年3月31日までの制度となっています。



※設備投資の対象が最新モデルであり、旧モデルと比較して「生産性」が年平均1%以上向上しているものであることが必須条件。

※その設備投資による効果として、年平均の投資利益率が一定の水準を超えることが見込まれることが必須条件。

## 注意点等

・A類型では既已取得した設備を対象にできる場合があります。

・B類型では設備の取得前に確認書を取得する必要があります。

・投資を行う設備については平成29年3月31日までに取得し、事業活動に使用していることが必要です。

・投資内容によっては「中小企業投資促進税制」による上乗せ措置を受けることが可能です。

# (参考) 生産性向上設備投資促進税制の概要

- 質の高い設備投資の促進によって事業者の生産性向上を図る際の税制措置を創設。
- A 類型と B 類型の 2 つの確認等の方法があり、どちらかの要件に該当し、かつ税制要件（最低取得価額等）を満たした場合に税制措置を受けられる。

類型	A : 先端設備	B : 生産ラインやオペレーションの改善に資する設備
対象設備 (要件)	<p>「機械装置」及び一定の「工具」「器具備品」「建物」「建物附属設備」「ソフトウェア」のうち、下記要件を全て満たすもの</p> <p>①最新モデル ②生産性向上（年平均 1 %以上） ※今回設備を納入する同一メーカー内で比較</p>	<p>「機械装置」「工具」「器具備品」「建物」「建物附属設備」「構築物」「ソフトウェア」のうち、下記要件を満たすもの</p> <p>①投資計画における投資利益率が年平均 1 5 % 以上（中小企業者等は 5 %以上）</p> <p>投資利益率 = <math>\frac{\text{「営業利益 + 減価償却費」の増加額}}{\text{総設備投資額}}</math></p>
確認者	工業会等	経済産業局
その他満たすべき要件	最低取得価額要件を満たしていること / 生産等設備を構成するものであること / 国内への投資であること / 中古資産・貸付資産でないこと、等	
対象者	青色申告をしている法人・個人（対象業種に制限はない）	
税制措置	<p>○産業競争力強化法施行日以降に取得等をし、かつ事業の用に供した設備が対象 〈平成 2 6 年 1 月 2 0 日（施行日）から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで〉 ：即時償却と税額控除※（5 %。ただし、建物・構築物は 3 %）の選択制</p> <p>○平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日まで ：特別償却 5 0 %（建物・構築物は 2 5 %）と税額控除 4 %（建物・構築物は 2 %）の選択制</p> <p>※ 税額控除 5 %とは、対象設備の取得価額の 5 %相当額を当期に支払う法人税額等から控除する（差し引く）ことを指す。ただし、本税制による控除額の上限は、当期の法人税額等の 2 0 %。</p>	

産業競争力強化法

租税特別措置法

# 中小企業・小規模事業者人材対策事業

平成29年度概算要求額 **20.1億円 (18.1億円)**

中小企業庁 経営支援課 03-3501-1763 / 小規模企業振興課 03-3501-2036 /  
商業課 03-3501-1929  
商務情報政策局 サービス政策課 03-3580-3922 製造産業局 参事官室 03-3501-1689  
地域経済産業G 中心市街地活性化室 03-3501-3754  
東北経済産業局 産業人材政策室 022-221-4881 / 情報・製造産業課 022-221-4903 /  
商業・流通サービス産業課 022-221-4914 / 経営支援課 022-221-4806

## 事業の内容

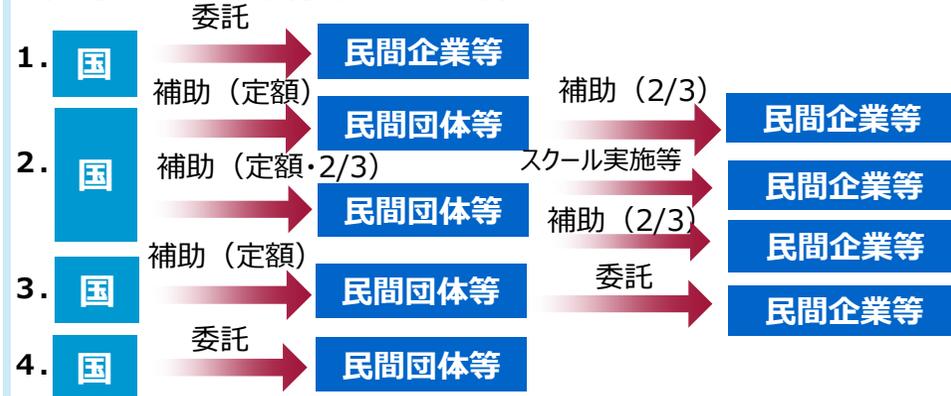
### 事業目的・概要

- 各地の中小企業・小規模事業者が必要とする人材を地域内外から発掘し、マッチング・定着など人材確保を支援します。
- 中小サービス業・ものづくり現場・まちづくりの中核を担う人材や、小規模事業者を支援する人材を育成します。

### 成果目標

- 「地域中小企業人材確保支援等事業」(平成27年度開始)は、人材不足状況の可能な限りの低減のため、事業参加企業の満足度(意識変化等)70%以上を目指します。
- 「中小サービス業中核人材の育成支援事業」(平成26年度開始)は研修者へのアンケートの結果「非常に役に立つ」、「役に立つ」の回答が95%以上、「カイゼン指導者育成事業・ものづくり中核人材育成事業」(平成27年度開始)は年間240人以上の指導者を育成し、自社等への役立ち度に関するアンケートで「非常に役に立つ」「役に立つ」が95%以上となることを目指します。
- 「小規模事業者支援人材育成事業」(平成26年度開始)は約7700人の経営指導員等の資質向上を通じて、小規模事業者の経営改善の促進を目指します。
- 「中小企業等支援人材育成事業」(平成26年度開始)は、研修受講済者による累計90件の中心市街地や商店街の活性化事業の実施を目指します。

### 条件(対象者、対象行為、補助率等)



## 事業イメージ

### 1. 地域中小企業人材確保支援等事業

・地域の中小企業・小規模事業者の人材確保を支援するため、都市部や地域内外の若者・女性・シニア等多様な人材を発掘し、地域事業者とのマッチング・人材定着を促進し、地域事業者の魅力向上・発信等も支援します。

### 2. 中小企業・小規模事業者の人材育成支援

#### ① 中小サービス業中核人材の育成支援事業

サービス産業の次世代の経営人材等と、優れた取組を行う企業等をマッチングし実地研修を組成することで、経営の成功の鍵を体得する機会を提供します。

#### ② スマートものづくり応援隊等事業・ものづくり中核人材育成事業

生産現場の工程改善やIoT・ロボット導入に秀でた専門家(スマートものづくり応援隊) サービスカイゼン人材の育成及び現場派遣や、製造現場の中核人材の外部講習受講の支援により、生産性向上や技能・技術の伝承を促進します。

### 3. 小規模事業者支援人材育成事業(経営指導員研修)

・商工会・商工会議所の経営指導員等が行う、経営指導の能力向上に向けた研修を全国各地で行います。

### 4. 中小企業等支援人材育成事業(タウンマネージャー研修)

・民間団体等が、空店舗対策・合意形成の手法等の専門知識の研修等を実施し、中心市街地の活性化に向けたまちづくりの専門人材を育成します。

# おもてなし規格認証

## 事業の内容

### 事業目的・概要

- サービス品質を「見える化」し、サービス事業者の方々の支援を通じて地域経済の活性化を図ります。
- サービスを提供するすべての事業者にとって、高品質なサービスの提供・維持・向上を促し、より高い生産性を実現するための、共通化された枠組みを構築。
- 「おもてなし規格認証」に申請し、認定されることで、サービス事業者には認証マークが付与され、サービス品質が「見える化」されます。
- また、これにより、例えば、サービスを受けるお客様は、認証マークを参考にして事業者を選択することができるようになり、認証マークをもつ事業者は、お客様に選ばれやすくなることを想定しています。

### 活用方法

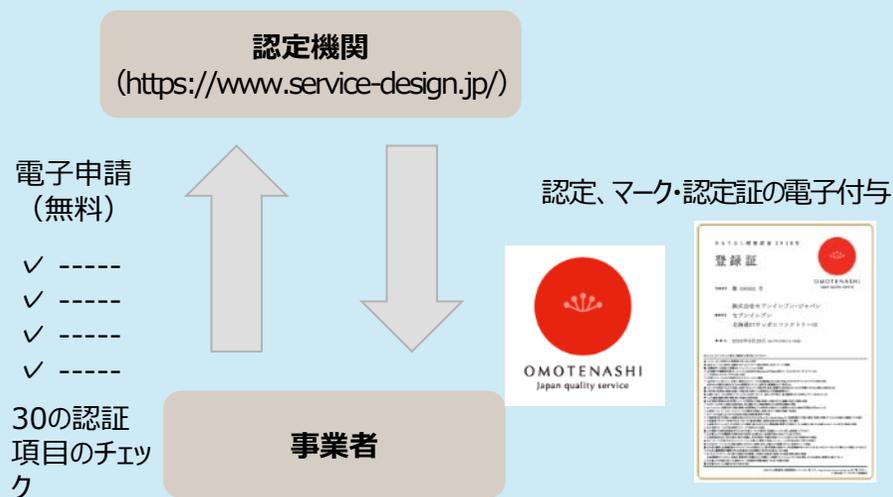
- 手続きは専用サイトにアクセスし、全30項目の認証項目中、15項目以上適合することで「おもてなし規格認証2016」に認定（無料）。
- 認定後は「登録証」と「おもてなし規格認証2016マーク」が発行され、それらを店頭などに掲出することができます。

### 条件（対象者、対象行為、補助率等）

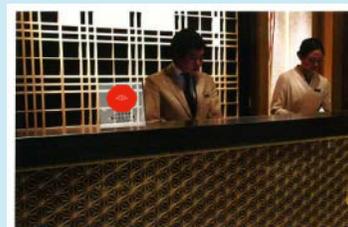


## 事業イメージ

### ◇認定イメージ



### ◇活用事例



受付・フロントでの掲示



入り口での掲示

詳しくは「おもてなし規格認証」ウェブサイトから！  
<https://www.service-design.jp/>  
※「おもてなし規格認証」で検索できます。

# 中小企業再生支援協議会事業

中小企業庁 金融課 03-3501-2876  
中小企業庁 財務課 03-3501-5803  
東北経済産業局 中小企業課 022-221-4922

平成29年度概算要求額 **86.8億円（58.4億円）**

## 事業の内容

### 事業目的・概要

- 都道府県に置かれた「中小企業再生支援協議会」において、財務上の問題解決のための事業再生や事業引継を行おうとする中小企業・小規模事業者に対し、以下の支援を行います。

#### （再生支援）

事業の収益性はあるが、債務超過等の財務上の問題を抱えている中小企業・小規模事業者に対して、窓口相談や金融機関との調整を含めた再生計画の策定支援を実施します。

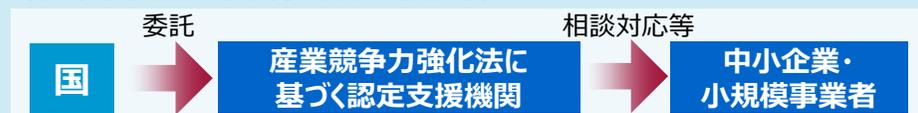
#### （事業引継ぎ支援）

後継者問題を抱える中小企業・小規模事業者の事業引継ぎや事業承継の促進・円滑化を図るために、課題の解決に向けた適切な助言、情報提供及びマッチング支援等をワンストップで行います。また、創業希望者と後継者不在事業主等とのマッチングも行います。

### 成果目標

- 平成25年度から平成29年度までの事業で、再生支援では二次破綻率（再生計画策定支援完了後、3年のモニタリング起案中に再度破綻した率）の低減、事業引継ぎ支援では事業引継ぎ支援センターの支援のもと、事業引継ぎを実施し、その結果、雇用が継続される事となった労働者の数を年間15,200人を目指します。

### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



## 事業イメージ

再生支援協議会（44箇所）

### 窓口相談（第一次対応）

#### 課題解決に向けたアドバイス

- 面談や提出資料の分析を通して経営上の問題点や、具体的な課題を抽出
- 課題の解決に向けて、適切なアドバイスを実施
- 必要に応じ、関係支援機関や支援施策を紹介

### 再生計画支援（第二次対応）

#### 再生計画策定の支援

- 個別支援チームを結成し、具体的な再生計画の策定を支援
- 関係金融機関等との調整

### フォローアップ

- 定期的なフォローアップ、必要なアドバイスを実施

事業引継ぎ支援センター（47箇所）

### 窓口相談

#### 課題解決に向けた情報提供等

- 事業引継ぎや事業承継に係る経営上の問題点や、具体的な課題を抽出
- 課題の解決に向けて、適切な助言を行うと共に、支援機関や支援施策を紹介

### 事業引継ぎ支援

#### 仲介支援等

- M & Aを行う登録機関（金融機関、仲介業者等）への橋渡し（二次対応）
- センターによる土業等専門家を活用したマッチング支援（三次対応）

### フォローアップ

- 定期的なフォローアップ、必要なアドバイスを実施

## **2. 国内外への販路開拓等の支援**

# 小規模事業者販路開拓支援事業（小規模事業者持続化補助金）

中小企業庁 小規模企業振興課  
03-3501-2036  
東北経済産業局 経営支援課  
022-221-4806

## 平成28年度第2次補正予算額 120.0億円

### 事業の内容

#### 事業目的・概要

- 小規模事業者は、事業所数で全企業のうち約9割を占め、地元市町村からの雇用者比率も高く、長年続いたデフレから脱出するためには、その持続的発展が極めて重要です。
- その一方で、小規模事業者は、我が国経済の構造変化に大きく影響を受けており、既存の商圏を超えて、広い市場を視野に入れた販路開拓や生産性向上を図ることが期待されます。
- そのため、小規模事業者が商工会・商工会議所と一体となって取り組む販路開拓や生産性向上を支援します。

#### 成果目標

- 小規模事業者持続化補助金により約15,500者の販路開拓、業務効率化・生産性向上を支援し、平成30年度までに販路開拓につながった事業の割合を80%とすることを目指します。

#### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



### 事業イメージ

#### 小規模事業者持続化補助金

小規模事業者のビジネスプランに基づく経営を推進するため、商工会・商工会議所と一体となって経営計画を作成し、販路開拓に取り組む費用を支援。

従業員の処遇改善（賃上げ）を実施する事業者について補助上限額を増額するとともに、ITを活用した取組を実施する事業者を重点的に支援。

#### <小規模事業者持続化補助金>

補助率：2/3

補助上限額：50万円

100万円

（賃上げ、雇用対策、海外展開、買物弱者対策）

200万円（熊本地震対策）

500万円（複数の事業者が連携した共同事業）等

#### 取組イメージ：

- ・店舗の内装工事を行い、より多くの客が利用できるような、レイアウト変更を実施。
- ・新たに出前を開始したことをPRするチラシの作成、配布を実施。
- ・商品の梱包・パッケージを刷新し、ブランド力を向上。

# 【再掲】地域未来投資促進事業

## 平成28年度第2次補正予算額 1001.3億円

中小企業庁 経営支援課 03-3501-1763/技術・経営革新課 03-3501-1816/商業課 03-3501-1929/  
 小規模企業振興課 03-3501-2036  
 商務情報政策局 サービス政策課 03-3580-3922 地域経済産業G 中心市街地活性化室 03-3501-3754  
 通商政策局 経済連携課 03-3501-1595/アジア大洋州課 03-3501-1953  
 東北経済産業局 産業技術課 022-221-4897/情報・製造産業課 022-221-4903/  
 商業・流通サービス産業課、コンテンツ産業支援室 022-221-4914/経営支援課 022-221-4806

### 事業の内容

#### 事業目的・概要

- 国際的な経済社会情勢の変化に対応し、足腰の強い経済を構築するために中小企業・小規模事業者の経営力向上を図ることが必要です。
- 地域における革新的ものづくりやIT導入に加え、海外展開加速化等の政策目標を踏まえ、先進的な観光開発や輸出拡大等を幅広く支援します。
- 具体的には、中小企業者等の革新的ものづくり・商業・サービスの開発や、中小企業等経営強化法に基づくIT導入の取組を支援します。
- 加えて、中堅・中小企業が、事業機会拡大が見込まれるTPP参加国やアジア地域において、市場開拓、共同実証等を行うこと等を支援します。

#### 成果目標

- IT等を活用した革新的ものづくり開発を支援し、事業終了後5年以内に事業化を達成した事業が半数を超えることを目指します。
- 中小企業者等に生産性向上のためのITを導入することで、経営力向上計画で定めた目標を達成することを目指します。
- 本事業で海外展開を目指す企業の海外市場獲得率が60%を超えることを目指します。

#### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



### 事業イメージ

#### 事業の詳細

##### 1. 革新的ものづくり・商業・サービス開発支援事業

- 中小企業者等が第四次産業革命に向けて、IoT・ビッグデータ・AI・クラウドを活用する革新的ものづくり・商業・サービス開発を支援。  
(補助上限：3000万円、補助率：2/3)
- 中小企業者等のうち経営力向上に資する革新的ものづくり・商業・サービス開発を支援。  
(補助上限：1000万円・500万円、補助率：2/3)

※雇用・賃金を増やす計画に基づく取組については、補助上限を倍増

※最低賃金引上げの影響を受ける場合は補助上限を更に1.5倍(上記と併せ補助上限は3倍)

##### 2. 中小企業IT経営力向上支援事業

###### (1) サービス等生産性向上IT導入支援事業（補助率：2/3）

中小企業等経営強化法に沿って、経営力向上を支援するITシステムの導入等費用の一部について補助。

###### (2) 経営力向上・IT基盤整備支援事業（委託）

中小企業者等の業種の垣根を越えた企業間の電子データ連携に関する調査を行うとともに、ITを活用して経営力向上を図る取組事例を紹介する相談会等を開催。

###### (3) IT関連の専門家等派遣事業（委託）

中小企業者等における、ITを活用した経営戦略の策定からITの導入に至るまで、様々なステージの取り組みを支援するため、専門家の派遣を行う。(2年で1万社)

##### 3. 需要開拓支援事業（中堅・中小等）

###### (1) 小規模事業者広域型販路開拓支援パッケージ事業

小規模事業者等に、アンテナショップなどの販路開拓等を図る場を提供する取組を支援。

###### (2) 海外展開戦略等支援事業

専門家によるアドバイス・情報提供の実施や、現地企業との共同実証の支援により、中堅・中小企業の海外市場獲得を推進。

###### (3) 観光資源等を活用した地域高度化計画の策定等支援事業

地域の観光産業の高度化を図るための先進事業や連携計画の策定等を支援

###### (4) 商店街・まちなか集客力向上支援事業

外国人観光客の消費を商店街・中心市街地に取り込むとともに、消費喚起に向けた機能向上、施設整備を促進

# 創業・事業再生・事業承継促進支援事業

## 平成29年度概算要求額 26.5億円（新規）

中小企業庁 創業・新事業促進課 03-3501-1767 /  
財務課 03-3501-5803 / 金融課 03-3501-2876  
東北経済産業局 産業支援課 022-221-4882  
東北経済産業局 中小企業課 022-221-4922

### 事業の内容

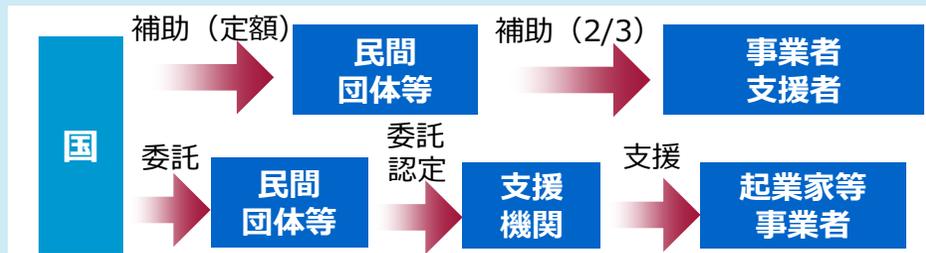
#### 事業目的・概要

- 経営者の高齢化や債務超過等の財務上の問題といった課題を抱える中小企業の世代交代・再活性化を進めることが急務となっている中、創業・事業再生・事業承継を一体的に促進します。
- そのため、産業競争力強化法の認定市区町村で創業を目指す創業者を支援します。また、金融機関との調整等を通じて事業再生を目指す事業者の資金需要を補うことで、事業再生の加速化を図ります。地域における事業承継ニーズの掘り起こし、及び後継者による新しい取組の支援を行うことで、事業承継の円滑化を図ります。
- 加えて、産業競争力強化法における創業支援事業者（商工会・商工会議所や地域金融機関等）が行う創業支援の取組等を支援するとともに、創業者の裾野を広げるため、注目度の高いイベントを開催し、全国的な創業機運の醸成を目指します。

#### 成果目標

- 平成29年から平成33年までの5年間の事業であり、
  - ① 補助終了後5年経過時の事業継続率90%を目指します。
  - ② 補助終了後5年経過時の従業員数の計画達成率50%を目指します。
  - ③ 創業スクール受講者の創業率50%を目指します。
  - ④ 事業承継ネットワーク構築事業開始後5年間における地域内重点支援対象者への累計リーチ率80%を目指します。

#### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



### 事業イメージ

#### 創業・事業再生・事業承継補助金

- 創業に要する経費の一部を補助し、地域の活性化を促します。金融機関からの支援を要件とする①外部資金調達型、女性や若者、eコマース等の創業を想定した②スモールビジネス型、海外展開を目指す創業者向けの③海外展開型の3類型により、補助金投入の必要性がある創業者への重点的な支援を行います（補助上限①200万円、②100万円、③700万円、補助率2/3）。
- 事業再生に取り組み、債権放棄や第二会社方式等の抜本再生に取り組んだ中小企業者等に対し、設備資金等の必要な経費を支援します（補助上限1,000万円、補助率2/3）。
- 事業承継を契機に①経営革新等や②事業転換に挑戦する後継者に対し、設備投資・販路拡大・既存事業の廃業等に必要な経費を支援します（補助上限①200万円、②500万円、補助率2/3）。

#### 創業支援事業者補助金

- 特定創業支援事業を行う創業支援事業者が、認定創業支援事業計画に基づき行う創業支援事業の経費を補助します。平成29年度は従来からの①一般型に加え、未認定自治体にも支援を広げるための②広域型(上限1,000万円)と小規模自治体での支援事業を想定した③地域需要創造型(上限100万円)を創設します。（補助率2/3）

#### 潜在的創業者掘り起こし事業

- 国で定めた一定水準のカリキュラムを実施する創業スクールを公認し、創業者の基礎的な知識習得を支援します。
- 創業スクール選手権を創業スクール受講者以外にも拡大することで、創業の意義を全国的に広め、潜在的創業者の掘り起こしを行います。

#### 事業承継ネットワーク構築事業

- 各都道府県に拠点を置く支援機関等による、地方自治体等と連携した、地域における事業承継支援ネットワークを構築することにより、地域で行う事業承継支援を促進します。

# 中小企業取引対策事業

## 平成29年度概算要求額 15.4億円 (9.9億円)

### 事業の内容

#### 事業目的・概要

- 下請事業者による連携を促進するなど中小企業・小規模事業者の振興を図るとともに、下請取引に関する相談の受付や、下請代金支払遅延等防止法の周知徹底・厳正な運用、官公需情報の提供等、取引の適正化を図ります。

#### 成果目標

- 自立化支援により、特定の親事業者への取引依存度が年1%以上低下する等、取引先の拡大が図られた下請事業者の数を平成29年度までに180者以上とすることを目指します、また、毎年度下請かけこみ寺の満足度が90%以上となることを目指します。

#### 条件 (対象者、対象行為、補助率等)

##### (1) 下請中小企業・小規模事業者自立化支援事業



##### (2) 下請事業者支援対策取引あっせん事業



##### (3) 中小企業取引適正化対策事業



### 事業イメージ

#### (1) 下請中小企業・小規模事業者自立化支援事業【補助】

- ① 親事業者の生産拠点閉鎖の影響を受ける中小企業者が行う新分野進出や、
- ② 下請事業者が連携して行う事業を補助することにより、特定の親事業者への依存からの脱却を支援します。

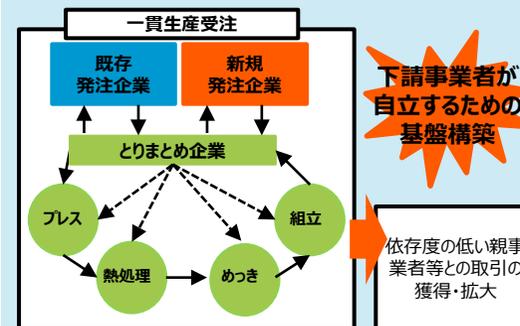
#### (2) 下請事業者支援対策取引あっせん事業【補助】

インターネット上の取引あっせんシステム (BMS:ビジネス・マッチング・ステーション) の運用や地域の商談会の運営を補助することにより、事業者同士のマッチングを支援します。

#### (3) 中小企業取引適正化対策事業【委託】

- ① 取引上の悩みについて無料で弁護士が相談に応じる「下請かけこみ寺」の運営、
- ② 親事業者の調達担当者に対して、下請代金法の遵守を求める講習会の実施、
- ③ 下請代金法に基づく書面調査の実施とデータベースの運用、
- ④ 国、独法、地方公共団体等の入札情報をワンストップで閲覧可能な「官公需ポータルサイト」の運営、
- ⑤ インターネット上の取引あっせんシステム (BMS:ビジネス・マッチング・ステーション) の機能拡充、
- ⑥ 親事業者との価格交渉に必要なノウハウの普及 (価格交渉サポート事業) 等を通じて、中小企業・小規模事業者の取引に関する課題に対処いたします。

#### ○ 下請中小企業・小規模事業者自立化支援事業のイメージ



#### ○ 中小企業取引適正化対策事業のイメージ (下請かけこみ寺事業の例)

全国48箇所 (47都道府県+東京本部) に設置した下請かけこみ寺で取引に関する無料相談を受付。



# ふるさと名物応援事業

## 平成29年度概算要求額 25.0億円（10.0億円）

中小企業庁 創業・新事業促進課 03-3501-1767  
商務情報政策局 生活文化創造産業課 03-3501-1750  
製造産業局 生活製品課 伝統的工芸品産業室 03-3501-3544  
東北経済産業局 コンテンツ産業支援室 022-221-4914/  
新事業促進室 022-221-4923 / 国際課 022-221-4907

### 事業の内容

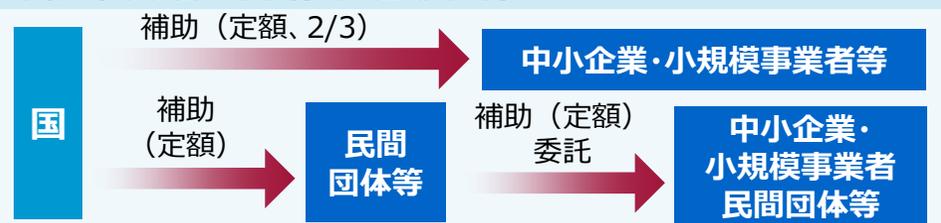
#### 事業目的・概要

- 全国津々浦々の地域や中小企業・小規模事業者の活性化を図るため、各地域にある地域資源を活用した「ふるさと名物」のブランド化などに対する支援を行います。
- 具体的には、中小企業・小規模事業者が地域資源活用や農林漁業者との連携によって行う商品・サービス開発や販路開拓の取組を支援するとともに、一般社団法人等による事業者支援の取組を支援します。
- また、地域の団体等による農商工等連携体構築の機会の創出や「ふるさと名物応援宣言」を通じた地域ぐるみの取組を支援します。
- さらに、地域の関係者を巻き込み、特色を活かした産品をブランド化して国内外に売り出す「ふるさとプロデューサー」人材を育成、またその人材の活用を促進します。
- 併せて、地域産品の強みを活かし、海外展示会出展等を通じてブランド確立や海外販路開拓に取り組む事業を支援します。

#### 成果目標

- 平成27年から平成31年までの5年間の事業であり、開発した商品・サービスの市場取引達成率80%を目指します。

#### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



### 事業イメージ

#### ふるさと名物支援事業

- 中小企業・小規模事業者が、地域資源の活用や農林漁業者との連携により行う、商品・サービスの開発や販路開拓を支援します（補助上限500万円（機械化・IT化の場合：1000万円、4者以上のグループの場合：2000万円）、補助率2/3）。また、消費者嗜好に関する情報提供等を通じて事業者を支援する一般社団法人等の取組を支援します（補助上限1,000万円、補助率2/3）。
- 地域の団体等による農商工等連携体構築の機会の創出を促進するとともに、「ふるさと名物応援宣言」を通じた取組の創出と地域ぐるみの取組を支援します（定額補助）。
- 地域の関係者を巻き込み、魅力ある地域資源をブランド化して、国内外に売り出す取組の中心的人材をOJT研修等により育成し、その活動を支援します（定額補助）。

#### JAPANブランド育成支援事業

- 地域産品が持つ素材や技術等の強みを活かし、ブランドコンセプトの確立に向けた戦略の策定を支援します（補助上限200万円、定額補助）。また、海外展示会出展等を通じてブランド確立や海外販路開拓に取り組む事業を支援します（補助上限2,000万円、補助率2/3）。

#### JAPANブランド等プロデュース支援事業

- 海外現地のニーズ等に詳しい外部人材を活用し、日本の特色を活かした商材の開発、ブランディング、PR・流通までのプロデュース活動を支援します（定額補助）。

#### 産地ブランド化推進事業

- 伝統工芸や繊維等の産地への観光客誘致・海外販路開拓を後押しするため、各産地にデザイナー等の外部人材を招聘する取組等を支援します（定額補助）。

# 中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業

平成29年度概算要求額 **29.8億円（14.3億円）**

中小企業庁 創業・新事業促進課 03-3501-1767  
通商政策局 通商政策課 03-3501-1654／経済連携課 03-3501-1595  
商務情報政策局 生活文化創造産業課 03-3501-1750  
産業技術環境局 基準認証政策課 03-3501-9232  
貿易経済協力局 原産地証明室 03-3501-0539  
東北経済産業局 国際課 022-221-4907

## 事業の内容

### 事業目的・概要

- 新規に海外市場に活路を見出そうとする中小企業・小規模事業者を中心に、事業計画策定から海外販路開拓、現地進出、進出後の課題や事業再編の対応まで、一貫して戦略的に支援します。
- 具体的には、海外展開を目指す中小企業への事業計画の策定や、Webコンテンツの作成を通じた商材・技術の魅力発信を支援するとともに、海外への展示会出展やテストマーケティング等を通じて、販路開拓も支援します。
- また、海外現地の大使館、金融機関などの官民支援機関が連携する「中小企業海外展開現地支援プラットフォーム」の整備等を通じ、進出から事業再編までそれぞれの局面で総合的に支援します。
- この他、TPP（環太平洋パートナーシップ協定）を含むEPA（経済連携協定）に基づく原産地証明制度に対する事業者等の理解を促進するため、セミナーを開催するとともに、相談窓口の設置、原産地証明書の作成を支援するツールの提供を行います。
- 海外市場に参入する際に必要となる海外認証に関する情報提供体制の整備等を通じて、認証取得支援を行います。

### 成果目標

- 平成26年から平成30年までの5年間の事業であり、海外企業等との商談成約率30%を目指します。

### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



## 事業イメージ

### 情報提供、助言

海外の法規制や輸出に関する手続きなど各種情報の提供や助言などを行います。

### 認定支援機関向け研修事業

認定支援機関に対し、海外展開に向けた支援能力向上のための研修やeラーニングを実施します。

### 海外展開戦略策定支援

海外展開戦略策定につなげるため、海外現地における事業の実現可能性調査やWebサイトの外国語化等を支援します（①輸出企業の場合：補助上限50万円、補助率2/3 ②直接投資の場合：補助上限140万円、補助率2/3）。

### 販路開拓支援

海外展開を検討している企業に対して、海外展示会等を通じた商談機会の提供、商談後のフォローアップ等、段階に応じた支援を実施します。

### 中小企業海外展開現地支援プラットフォーム

海外の主要拠点にコーディネーターを配置し、官民支援機関と連携して個別課題の解決や海外拠点の設立・事業再編等への支援を行います。

### 中小企業集約効率型・海外テストマーケティング事業

実店舗・EC双方での試験販売や消費者調査を実施し、その結果を参加企業に還元し、今後の販路開拓につなげる支援を行います。

### 事業再編等支援

海外事業の課題解決のため、経営診断や事業再編による海外進出先の移転の際の周辺国の情報を提供します（補助上限160万円、補助率2/3）。

### 経済連携協定利用円滑化促進事業

TPPを含むEPAに基づく原産地証明制度等に係るセミナー開催による普及啓発活動や、個別相談窓口の設置、原産地証明書作成支援ツールの提供を行います。

### ローカルファイル作成・保存支援事業

移転価格文書化制度に基づく文書の作成・保存に向けて、文書作成に必要な情報の把握を行う態勢整備を支援します。

### 海外輸出に係る認証取得支援事業

海外展開を目指す中小企業等を対象に、海外認証に関する情報提供体制の整備等を通じて、認証取得支援を行います（補助上限180万円、補助率2/3）。

# コンテンツグローバル需要創出基盤整備事業

平成28年度第2次補正予算額 **60.0億円**

## 事業の内容

### 事業目的・概要

- 日本の優れたコンテンツの海外展開を促進するとともに、コンテンツを通じて海外における日本ファンや訪日観光客等による国内外需要の創出・拡大を行います。
- 具体的には、コンテンツの海外展開を通じた日本の魅力発信のため、コンテンツの字幕・吹き替え等の現地化や国際見本市への出展等のプロモーション費用の補助の総合的支援を実施します。
- さらに、これらの支援を受けたコンテンツが自立的な海外展開が図られるように、権利許諾が円滑に行われるための権利情報データベースへの登録や活用を通じた効果的なコンテンツ海外展開体制を構築するなどの環境整備を行います。

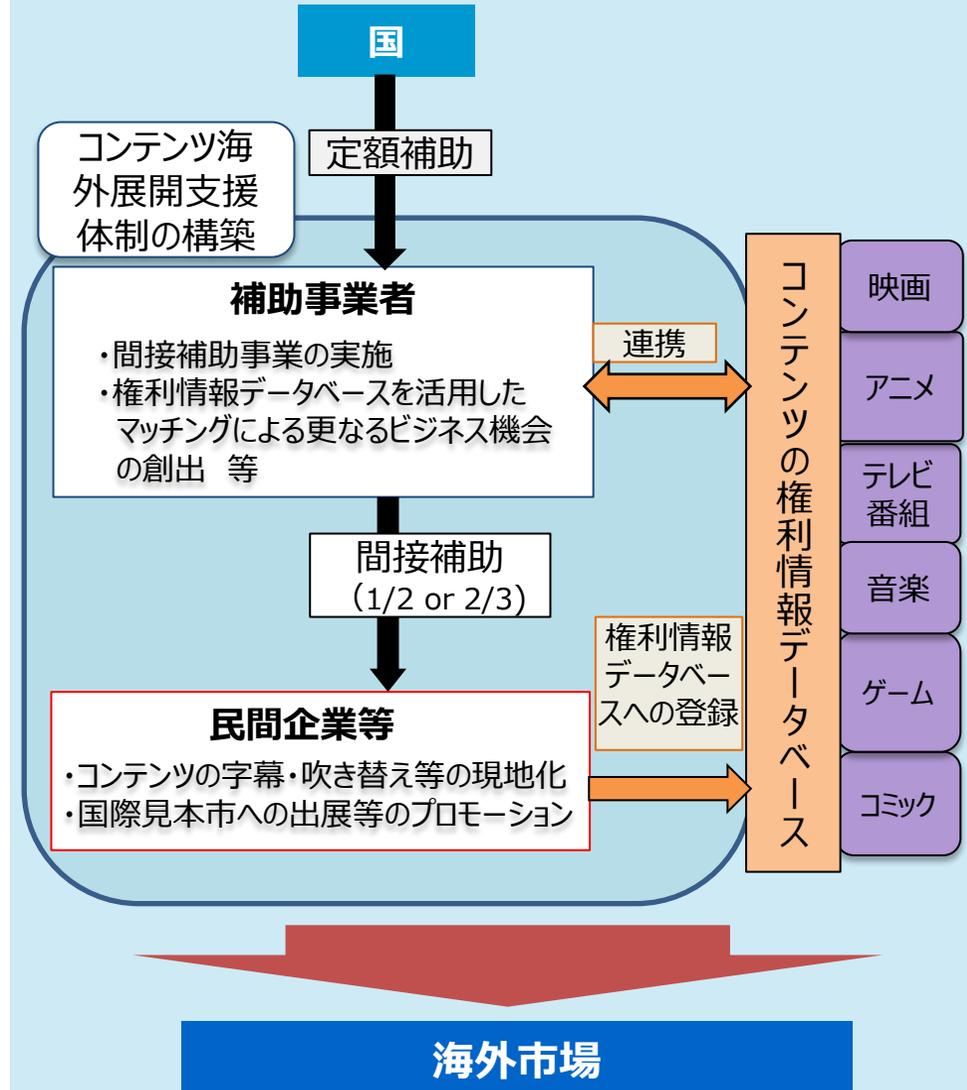
### 成果目標

- 2025年度までに、文化GDP(映画、アニメ、音楽、ゲーム等をはじめとする文化芸術資源の活用によるGDP)を18兆円(GDP比3%程度)に拡大することを目指します。
- 2018年度までに、放送コンテンツ関連海外市場売上高を現在(2010年度)の約3倍に増加させます。

### 条件(対象者、対象行為、補助率等)



## 事業イメージ



# 中小企業等外国出願支援事業

特許庁 総務部普及支援課  
03-3501-5878  
東北経済産業局 特許室  
022-221-4819

## 平成29年度概算要求額 6.3億円 (6.3億円)

### 事業の内容

### 事業イメージ

#### 事業目的・概要

- 中小企業等による戦略的な外国出願の促進を図るため、(独)日本貿易振興機構(JETRO)及び都道府県中小企業支援センター等を通じ、中小企業等の外国出願にかかる費用(外国特許庁への出願手数料、翻訳費用、外国出願に要する国内代理人・現地代理人費用)を助成します。

#### 応募資格、選定要件及び補助上限額

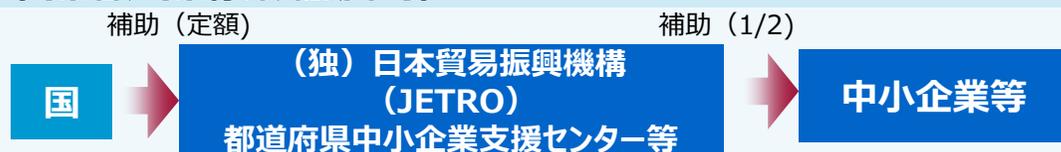
- 応募資格
  - ① 日本に出願済み案件を年度内に外国出願(特許・実用新案・意匠又は商標出願)する予定の中小企業等又は中小企業等で構成されるグループ
  - ② 日本に地域団体商標の出願済み案件を年度内に外国で商標出願する予定の商工会、商工会議所、NPO法人
- 選定要件
  - ① 先行技術調査等の結果から権利取得の可能性が否定されない出願であること
  - ② 助成出願に関する権利を活用した事業展開を計画している 等
- 補助上限額 補助率：1/2、権利ごとの上限額は以下のとおり  
特許出願：150万円、実用新案・意匠・商標出願：60万円  
冒認商標対策商標出願：30万円  
※ 1企業あたり最高額300万円(複数案件の場合)

- 外国出願助成を希望する中小企業等の出願案件をJETRO及び都道府県中小企業支援センター等が募集・選定し、支援対象案件を採択します。
- 支援対象案件を年度内に外国出願した場合、その費用をJETRO及び都道府県中小企業支援センター等が助成します。
- 助成を受けた者は、支援対象案件の外国出願結果等について、JETRO及び都道府県中小企業支援センター等へ報告する必要があります。

#### 成果目標

- 平成26年度から30年度までの5年間の事業であり、最終的には助成した出願に関する外国知財取得率80%を目指します。

#### 条件(対象者、対象行為、補助率等)



## **3. 地域経済の活性化支援**

# 地域未来投資促進事業(商店街・まちなか集客力向上支援事業)

平成28年度第2次補正予算額 **15.0億円**

## 事業の内容

### 事業目的・概要

- 地域経済において重要な役割を果たす商店街・中心市街地の発展を図っていくためには、「稼ぐ力」や「地域価値」を向上させていくことが必要であり、そのためには、増加する外国人観光客の消費需要を取り込むとともに、消費喚起等に向けた取り組みを推進していくことが重要です。
- 本事業では、商店街・中心市街地の中長期的な成長基盤の構築につながる、外国人観光客による需要を取り込むために行う環境や施設の整備等の事業や、消費喚起に向けた商店街での高いセキュリティを有するIC型ポイントカードの導入等に対して支援を行います。

### 成果目標

- 本事業を通じて、来街者数及び売上高の目標が達成された割合75%を目指します。また、他の商店街へのモデル事業として、事業波及効果が認められた割合50%を目指します。
- 中心市街地の歩行者通行量を20%以上増加させ、経済活力の維持・向上を目指します。

### 条件 (対象者、対象行為、補助率等)



## 事業イメージ

### 1. 商店街集客力向上支援

外国人観光客の消費需要を取り込むため、商店街における免税手続きカウンターの設置、Wi-Fi・防犯カメラの設置、地域産品を扱う販売所の設置等に要する費用を支援。  
また、消費喚起、事業の生産性向上につながる高いセキュリティを有するIC型ポイントカードの導入、キャッシュレス端末の整備を支援。

<免税手続きカウンター (めいてつ・エムザ) > <ポイントカード (烏山駅前通り商店街) >



### 2. まちなか集客力向上支援

外国人観光客の需要を取り込むために行う、①中心市街地における特産品販売・飲食店等の拠点の整備や宿泊施設の設置、②多言語によるWebサイト作成等の広報活動に要する費用を支援。※②を行う場合には、①を同時に実施する必要あり。

<ふらのマルシェ (北海道富良野市) > <宿泊施設の例 (滋賀県大津市) >



# 地域・まちなか商業活性化支援事業

平成29年度概算要求額 **25.0億円（20.3億円）**

中小企業庁 商業課 03-3501-1929  
地域経済産業グループ中心市街地活性化室  
03-3501-3754  
東北経済産業局 商業・流通サービス産業課  
022-221-4914

## 事業の内容

### 事業目的・概要

- 中長期的に、更なる人口減少、少子・高齢化の進展が叫ばれている中、地域における中心市街地等のまちなか、商店街機能の活性化・維持を図ることが、地域経済活性化のために不可欠です。
- 本事業では、
  - (1) コンパクトシティ化に取り組む「まち」における、周辺地域の経済活力を向上させる波及効果の高い民間プロジェクト（商業施設等の整備）
  - (2) 公共的機能、買物機能の維持・強化を図る全国モデル型の「商店街」における、各種サービスの提供に向けた取組
  - (3) 商店街等一定地域内で個店が連携した販路開拓や新製品開発等に対して支援を行います。
- 支援を行った取組については、周知を図り、他の地域への波及を目指します。

### 成果目標

- 平成26年度からの事業であり、平成29年度は、他の商店街等への波及効果が認められた補助事業の割合50%の達成を目指します。

### 条件（対象者、対象行為、補助率等）

#### (1) まちなか機能集約支援型

**国** 補助（2/3以下）  
認定中心市街地活性化基本計画に記載された事業を行う民間事業者等

#### (2) 公共的機能、買物機能の維持・強化を図る全国モデル型

**国** 補助（2/3以下）  
・地域商店街活性化法の認定を受けた商店街振興組合等  
・上記以外の商店街組織  
(注) いずれも、まちづくり会社、NPO法人等との連携体を含む。

#### (3) 個店連携モデル型

**国** 補助（2/3以下）  
任意の個店グループ

## 事業イメージ

### (1) まちなか機能集約支援型



地域産品販売・飲食店・交流スペース等、  
住民や観光客等のニーズに対応出来る複合商業施設等の整備

### (2) 公共的機能、買物機能の維持・強化を図る全国モデル型

#### ① 少子・高齢化

・子育て支援、福祉施設の設置  
・買物弱者向けサービスの提供等

#### ② 地域交流

・まちなか交流スペースの設置  
・コミュニティカフェの設置等

#### ③ 新陳代謝

・インキュベーション施設の設置  
・空き店舗への店舗誘致等

#### ④ 構造改善

・ICチップ対応型カード導入支援  
・商店街区の再配置支援等

#### ⑤ 外国人対応

・Wi-Fiの設置、免税対応機器等の導入等

#### ⑥ 地域資源活用

・アンテナショップの設置  
・オリジナル商品の開発等

#### ⑦ 公共的機能

・街路灯、休憩所・手洗所等の整備等

### (3) 個店連携モデル支援型



商店街等一定地域内で個店が連携した販路開拓や新製品開発を支援

# 小規模事業対策推進事業

平成29年度概算要求額 **55.9億円 (51.6億円)**

中小企業庁 小規模企業振興課  
03-3501-2036  
東北経済産業局 経営支援課  
022-221-4806

## 事業の内容

### 事業目的・概要

- 小規模事業者は、地域における需要に応え、雇用を担うなど、極めて重要な存在です。また、そのような小規模事業者にとって極めて身近な存在で、日々小規模事業者と向き合った経営指導を行っている商工会・商工会議所は小規模事業者の振興において重要な役割を担っています。
- 本事業は、商工会・商工会議所等の支援体制の確保や、地域資源を活用した地域経済活性化等の取組を支援します。
- また、改正小規模事業者支援法に基づき商工会・商工会議所が認定を受けた「経営発達支援計画」に基づき実施する事業計画の実施支援などの伴走型の小規模事業者支援を推進します。

### 成果目標

- 平成14年度からの事業であり、約200カ所の商工会・商工会議所等が実施する特産品開発・販路開拓等を支援し、補助事業終了2年後に80%が事業化を達成することを目指します。また、伴走型の小規模事業者支援を推進し、経営発達支援計画の認定を受けた商工会・商工会議所のすべてが目標を達成することを目指します。

### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



## 事業イメージ

### 改正小規模事業者支援法に基づく伴走型支援

商工会・商工会議所が認定を受けた「経営発達支援計画」に基づき実施する小規模事業者の事業計画の策定・実施支援など伴走型の小規模事業者支援を推進します。

### 地域一体となった事業展開推進

商工会・商工会議所等が地域の小規模事業者と連携して行う特産品開発・販路開拓や観光集客の取組等、複数の事業者の売上増大につながる取組を支援します。

#### <地域力活用新事業全国展開支援事業>

- ① 調査研究事業（事業可能性調査(F/S)）  
補助上限500万円、定額補助
- ② 本体事業（特産品開発、観光開発など）  
1年目：補助上限800万円、補助率2/3  
2年目：補助上限600万円、補助率1/2

### 商工会・商工会議所等の万全な支援体制確保

全国商工会連合会や日本商工会議所が商工会・商工会議所等を指導するための人件費や研修開催費等、万全な支援体制を確保するための経費を補助します。

# 女性活躍推進のための基盤整備事業

## 平成29年度概算要求額 2.2億円 (2.0億円)

経済産業政策局 経済社会政策室 03-3501-0650  
産業技術環境局 大学連携推進室 03-3501-0075  
東北経済産業局 産業支援課 022-211-4882  
東北経済産業局 産業人材政策室 022-221-4881

### 事業の内容

#### 事業目的・概要

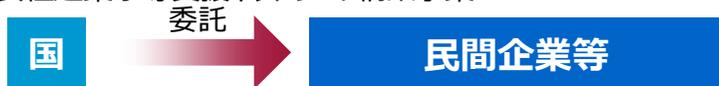
- 少子高齢化の中で人材を確保し、我が国の持続的成長を実現するためには、「女性の力」を最大限発揮できるようにすることが重要です。
- 我が国の企業競争力の強化を図るためには、女性を含む多様な人材を活用することが重要です。また、組織での働き方とは異なる、女性の新しいキャリア・ステージとして、起業に対する支援の強化も求められています。
- このため、女性を含む多様な人材の活躍支援、女性の起業のための支援を実施し、女性が能力を発揮できる社会を実現してまいります。

#### 成果目標

- 平成32年度までの5年間の事業を通じて、以下を目指します。
  1. 女性起業家等支援ネットワーク事業の開催するセミナー等の参加者のうち、同ネットワーク内構成機関へ起業相談を行った女性の割合：30%
  2. 女性起業家等支援ネットワーク利用者の5年間での創業率：30%

#### 条件 (対象者、対象行為、補助率等)

- (1) ダイバーシティ普及アンバサダー事業
- (2) 女性起業家等支援ネットワーク構築事業



- (3) 理系女性活躍促進支援事業



### 事業イメージ

#### (1) ダイバーシティ普及アンバサダー事業

- ・多様な人材の能力を活かし、イノベーションの創出、生産性向上等の成果を上げている企業を「新・ダイバーシティ経営企業100選」として選定します。
- ・女性活躍推進に優れた上場企業を「なでしこ銘柄」として選定します。
- ・ダイバーシティ経営企業100選やなでしこ銘柄に選定された企業を「ダイバーシティ普及アンバサダー」としてセミナー講師等に迎え、主に中堅・中小企業に対してダイバーシティ経営への理解を深めるための普及啓発等を実施します。

#### (2) 女性起業家等支援ネットワーク構築事業

- ・平成28年度より構築した女性起業家等支援ネットワークを通じて、支援機関の成功事例の発信強化、女性起業家同士の交流の場の整備等により、女性の多種多様なニーズに応える支援環境を整備します。
- ・支援措置や、セミナー及びイベント等の情報をワンストップで収集できるポータルサイトの開設等により、女性起業家が必要とする情報を円滑に入手することができる仕組みを整備します。
- ・女性起業家支援を効果的に行うことのできる人材の育成強化を図るため、ネットワーク構成機関への研修を実施します。

#### (3) 理系女性活躍促進支援事業

- ・理系女性自身が持っているスキルと産業界が求めるスキルの見える化を行うことにより、女性自身がどのようなスキルを身につければ良いか把握できるような仕組みを構築するための事業等を実施します。

# 伝統的工芸品産業支援事業

平成29年度概算要求額 **3.6億円（4.0億円）**

製造産業局 生活製品課 伝統的工芸品産業室  
03-3501-3544  
東北経済産業局 情報・製造産業課  
022-221-4903

## 事業の内容

### 事業目的・概要

- 現在、222存在する伝統的工芸品の指定産地は、ほとんどが個人事業者や中小・零細企業により支えられています。
- 一方、昨今の生活様式の変化や安価な輸入品の増大による需要の低迷等の課題に直面し、伝統的技術・技法の継承が危機的状況にあります。
- 本事業では、「伝統的工芸品産業の振興に関する法律（伝産法）」の規定に基づき、各産地における伝統的工芸品の原材料確保対策事業、若手後継者の創出育成事業のほか、観光など異分野との連携や他産地との連携事業、国内外の大消費地等での需要開拓事業などに対して支援します（事業の申請には、伝産法の規定による3～5年の事業計画を策定し、経済産業大臣の認定を予め受ける必要があります）。

### 成果目標

- 伝統的工芸品の生産額の増減率が、一般生活関連用品（工業統計）の増減率を下回らないことを目指します。

### 条件（対象者、対象行為、補助率等）

国

補助（2/3、1/2）

補助上限額：2,000万円

国指定伝統的工芸品の製造協同組合等

## 事業イメージ

### 意匠開発事業

既存の陶磁器食器や茶華道家に好まれる商材（抹茶碗・水指等）とは別に、住空間の中で使われる新たな京焼・清水焼陶磁器商材を開発します。他素材（金属・木工・プラスチック等）とのコラボレーションによる新商品開発も視野に入れ、それにより豊かな居住空間を演出するモノ作りを行います。【京焼・清水焼】



### 需要開拓事業

伝統的工芸品としての魅力、価値をターゲットとするバイヤーや消費者に伝えることで、通常の量産品や安価な製品との違いを認識してもらうとともに、ターゲットとする首都圏・海外のバイヤー、消費者が集まる展示会等に参加することで、問屋やホームセンターといった既存の販路以外の需要を開拓します。【越後三条打刃物】



「アンビエンテ」の様子

# 健康寿命延伸産業創出推進事業

## 平成29年度概算要求額 8.2億円 (8.2億円)

### 事業の内容

#### 事業目的・概要

- 政府の方針として、日本再興戦略には、「健康寿命延伸産業」の創出・育成を通じ、国民の健康増進、あるべき医療費・介護費の実現を目指すことが明記されています。
- このため、以下重点5分野において、医療・介護関係機関及び民間企業が連携し、公的保険外サービスのモデルを構築することを支援し、他地域への展開を推進すると共に、制度的な課題の洗い出しを行います。
  - ① 地域における現役世代（主婦等の健診未受診者）の健康作り対策
  - ② 定年退職後の人生に備えた50代のセカンドライフ対策
  - ③ アクティブシニアにおけるフレイル（虚弱）対策
  - ④ 健康不安のある高齢者への在宅療養向け健康医療・生活支援対策
  - ⑤ 人生の最終段階において心残りなく生きるためのサービス創出
- また、これらのビジネスが持続的な成長を促すべく、健康経営の促進等を通じ、健康寿命延伸に対する個人・保険者・企業の意識・動機付けを高める社会基盤の構築を進めます。

#### 成果目標

- 平成26年度から平成31年度までの6年間の事業であり、最終的には平成32年に健康寿命延伸産業の市場規模10兆円を目指します。

#### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



### 事業イメージ

#### 重点5分野



#### 公的保険外のサービスを組み込んだモデル構築実証

成長分野の事業者の人材ニーズに適合した再教育・マッチングのプログラムをPDCAサイクルを回しながら開発・実証

##### STEP 1

地域におけるヘルスケアビジネス創出のプラットフォームである「地域版ヘルスケア産業協議会」を活用。医療・介護関係機関及び民間企業が連携し、保険外のサービスを組み込んだモデル構築の実証を3年間付き添いながら支援。

##### STEP 2

- ・高齢化社会を産業面から支える先進事例として、他地域への展開及び制度的課題の抽出
- ・共通のサービス品質指針の洗い出し

更に、これらのビジネスが持続的に成長する基盤を構築すべく、以下の取組を実施。

- ・健康経営に取り組んでいる企業等の顕彰や、健康経営実践に向けたノウハウの提供等
- ・事業創出に必要な資金及び支援人材等を一体的に供給する仕組みの構築
- ・ビジネスコンテスト等を通じた優良事例の顕彰 等

# 地域中小企業知的財産支援力強化事業

平成29年度概算要求額 **3.5億円 (2.0億円)**

## 事業の内容

### 事業目的・概要

- 中小企業の知財保護・活用による成長促進に向け、中小企業の様々な課題や地域特性等に応じたきめ細かな支援を行うためには、地域に根付いた支援者が自発的に連携・補完しつつ、効果的な知財支援に取り組むことが重要です。
- このため、意欲の高い地域の支援機関等から先導的・先進的な知財支援の取組（アイデア）を集め、その実施を補助することにより、地域の知財支援体制の構築、連携強化等を図ります。
- これにより、優れた取組事例を全国的に共有し、他地域への新たな取組の普及・展開を図ります。

### 成果目標

- 27年度から31年度までの5年間の事業であり、最終的には、普及促進を通じ、優れた取組事例を他地域で20件(5年間)展開することを目指します。

### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



## 事業イメージ

- 経済産業局等が以下の先導的取組を募集し、事業の必要経費を補助します。
- ① 地域の中小企業等の知財活用を促進するべく、個別具体的・直接的な支援を重視した取組。
    - ・補助率：1/2
    - ・補助上限額：なし(地方公共団体の負担額の範囲内で補助)
    - ・例) 地域中小企業の新規事業創出を促すべく大企業の特許を紹介する事業等
  - ② 地域経済への裨益が見込まれる先導的仕組みづくり等を重視した取組。
    - ・補助率：1/2
    - ・補助上限額：なし(地方公共団体が1/4を負担した場合に補助)
    - ・例) 観光客向けに地域の新ブランド創出を支援する事業等
  - ③ 広域の連携した先導的仕組みづくり等を重視した取組。[拡充]
    - ・補助率：定額
    - ・補助上限額：1,000万円
    - ・例) 広域の連携した中小企業や大学等の知財マッチングやインターンシップ制度構築等
  - ④ 国で一律に解決が困難な重点課題の解決を目指す支援を重視した取組。[拡充]
    - ・補助率：定額
    - ・補助上限額：1,000万円
    - ・例) 知財と標準化を組み合わせた取組等

# 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金

平成29年度概算要求額 **80.0億円（80.0億円）**

## 事業の内容

### 事業目的・概要

- 原子力発電施設等の周辺地域における企業立地支援を通じた雇用促進と産業振興を図るため、同地域で雇用を生む新規立地や設備の増設を行った企業に対し、実質的な電気料金の割引となる給付金を最大8年間交付します。
- こうした企業立地支援を通じて原子力発電施設等の周辺地域における自立的・持続的な発展を支援することにより、地域住民の電源開発に対する理解促進を図り、発電用施設等の設置及び運転の円滑化につなげます。

### 成果目標

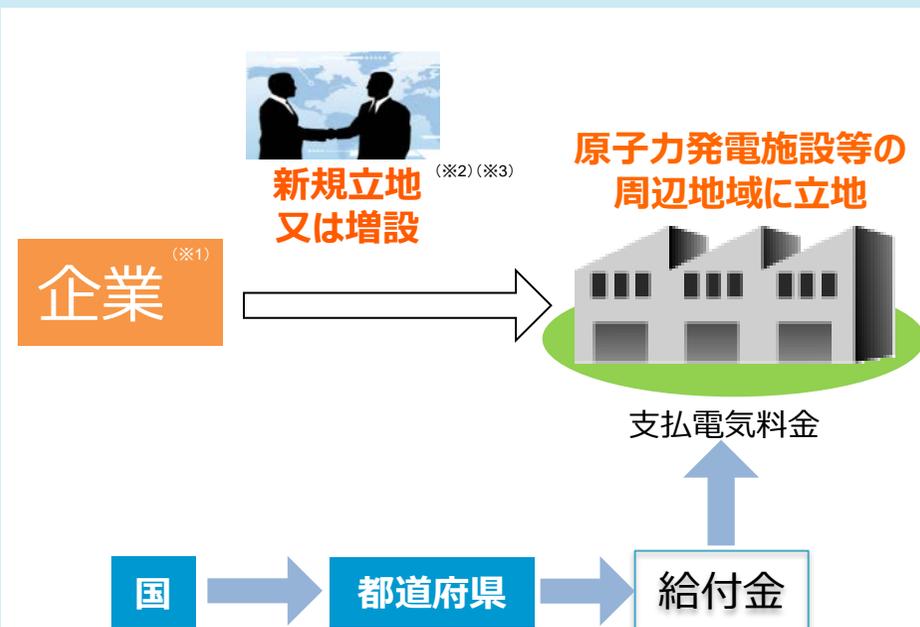
- 原子力発電施設等の周辺地域における企業立地に対する支援を通じ、当該地域の雇用促進と産業振興を図ります。

### 条件（対象者、補助率）



- 対象者：原子力発電施設等の周辺地域に立地する企業  
（平成27年10月1日以降は、製造業及び自治体が積極的に誘致した企業に限定）
- 補助率：定額（立地地点、契約電力、雇用者数等により補助金額を算定）

## 事業イメージ



（※1）平成27年10月1日以降は、製造業及び自治体が積極的に誘致した企業による新規立地又は増設に限定

（※2）対象行為：①3人以上の新規雇用者の増を伴う設備投資、②新增設に伴い電力契約の増があること

（※3）新たな投資額が一定額以上ある場合は、増加した雇用人数に応じた特例加算あり

## **4. 第四次産業革命を活用した イノベーション促進**

# 中堅・中小企業への橋渡し研究開発促進事業

## 平成29年度概算要求額 24.9億円（新規）

産業技術環境局 技術振興・大学連携推進課  
03-3501-1778  
東北経済産業局 産業技術課  
022-221-4897

### 事業の内容

#### 事業目的・概要

- 中堅・中小企業等は、大企業が参入しないような小規模な市場などにおいてリスクを取りつつ、機動的に事業化を図るなど、イノベーションを創出するとともに、地域経済への貢献が期待されています。
- 他方、中堅・中小企業等は特定の優れた技術を有していても、事業化を目指すためにはそれのみでは不十分なことがあります。このため、優れた基盤技術等を有する機関がその技術を地域の中核となる中堅・中小企業等に橋渡しすることにより、地域のイノベーション力の向上を図ることが重要となります。
- 具体的には、中堅・中小企業等が、革新的な技術シーズを事業化に結びつける「橋渡し」機能を有する機関（以下、橋渡し研究機関）の能力を活用して、共同研究等を実施する際の支援を実施します。

#### 成果目標

- 中堅・中小企業等が、橋渡し研究機関の活用を通じて生産方法の革新や技術力向上等を実現することにより、事業完了から3年後に新技術の実用化達成率が3割になることを目指します。

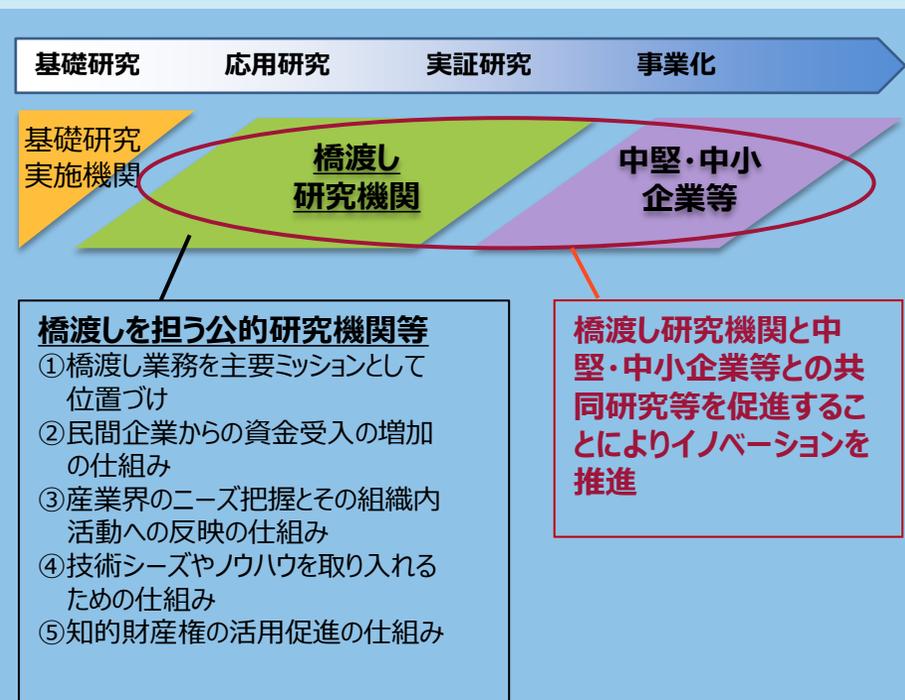
#### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



### 事業イメージ

#### 中堅・中小企業等と橋渡し研究機関との共同研究等を支援

- ・補助率 : 2/3以下
- ・補助額 : 上限5,000万円
- ・補助対象 : 中堅・中小企業等と橋渡し研究機関の共同研究等



# エネルギー・環境分野の中長期的課題解決に資する

## 新技術先導研究プログラム 平成29年度概算要求額 30.0億円（21.5億円）

### 事業の内容

#### 事業目的・概要

- 2050年に温室効果ガス半減など、エネルギー・環境分野の中長期的な課題を解決していくためには、既存技術の延長では不十分であり、従来の発想によらない革新的な技術・システムが必要です。
- このため、今のうちから中長期的に花開く新技術を発掘し、世界を先取る将来の国家プロジェクトを次々と生み出す土壌を形成していくことが重要です。
- 他方、中長期を見据えた企業の研究開発は低迷しており、将来の国家プロジェクトに繋がる新技術を創出する土壌が失われていく恐れがあります。
- このため、開発にあたってリスクを伴う技術である一方で、社会へのインパクトが大きく世界を先取る革新的な技術の原石を選び、将来の国家プロジェクトにつなげていく先導的な研究を行います。

#### 成果目標

- 平成26年度から平成30年度までの5年間の事業であり、再エネ・CO<sub>2</sub>削減等の分野の中から、本研究成果を活用した研究開発プロジェクト（国家プロジェクト等）の創出を目指します（平成30年度目標5件）。

#### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



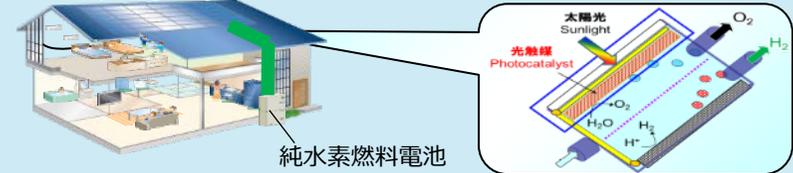
### 事業イメージ

#### 【対象分野】

- 再エネ・CO<sub>2</sub>削減等の分野に資する研究領域  
(例) 地熱発電次世代技術の開発  
CO<sub>2</sub>フリー水素研究開発、CO<sub>2</sub>低コスト回収技術開発  
画期的なエネルギー貯蔵技術の研究開発 / 等

※ CO<sub>2</sub>フリー水素研究開発の例：Nb(ニオブ)窒化物系光触媒材料を用いた高効率太陽光水素生成デバイスの研究開発

太陽光水素生成デバイス  
Solar hydrogen generation device



純水素燃料電池  
Pure hydrogen fuel cell

#### 【対象者】

- 原則、産学連携に取り組む民間企業・大学・研究機関

#### 【審査の視点】

- コンセプトの明確性や、革新性、プロジェクトマネージャーのマネジメント能力といった審査項目を重点的に評価し、革新的でインパクトある技術・システムを積極的に採択する。

#### 【予算規模及び執行体制】

- 2年間が経過した時点で、さらなる先導研究が必要な否かを評価し、必要と判断された案件については、1年間を上限に先導研究期間を追加。

ステージⅠ：2億円以内／年、原則2年間、委託

ステージⅡ：2億円以内／年、1年間、委託

# IoTを活用した新ビジネス創出推進事業

平成28年度第2次補正予算額 **9.0億円**

## 事業の内容

### 事業目的・概要

- IoT（モノのデジタル化・ネットワーク化）の拡大等による膨大なデータ収集とAI（人工知能）による解析能力の向上によって、今後、例えば、訪日外国人の滞在情報等を活用したおもてなしサービスなど、新たなビジネスモデルが出現し、多様な働き方や事業形態の実現が期待されています。
- 他方、我が国でこうした新たなIoTビジネスに取り組むためには、規制・制度の見直しや、セキュリティの確保、業界横断的なルール形成等が不可欠となっており、こうした制度等の環境を整備し、新たな産業モデルの組成を促進していくことが課題となっています。
- このため、早期のビジネス創出が期待される分野等を中心に、制度等の環境整備に向けた実証を行うとともに、地方におけるIoTビジネス創出に向けた取組への支援等を通じて、新たなビジネスモデルを創出します。

### 成果目標

- 2020年までに各分野におけるモデル実証結果（共通指標・ルール・システム等）を活用した事業を創出します（事業化率100%）。

### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



## 事業イメージ

### (1) IoT新ビジネス創出基盤整備事業

- ・各分野において、規制・制度の見直しや業界横断的なルール形成等に向けた新たなIoTビジネスモデルの実証を行い、世界に先駆けた事業環境を整備する。

#### サービス分野

- ・例えば、ホテルの自動チェックインや、個人の関心事項に合わせた情報提供など、訪日外国人の属性や行動履歴に関するデータ（宿泊、買い物、移動等）を事業者間で共有したサービスの実現に向けて、データ様式の統一化等に関する実証を行い、課題となる規制・制度の見直しや業界横断的なルール形成などを抽出する。



消費活動促進のための情報連携プラットフォームの整備

#### 行政分野

- ・ビッグデータ(POSデータ・SNSデータ等)を活用し、既存の統計を補完する情報を官民が利用することを可能にするため、ビッグデータを用いた解析プログラム開発等の実証を行う。

速報性が高く、景気動向をよりの確に把握できる新指標の開発等

### (2) 地方発IoTビジネス創出事業

- ・(独) 情報処理推進機構が、地方公共団体や企業など地域においてIoTを活用したビジネスモデルを構築しようとする主体に対し、ITの技術・ビジネスに詳しい専門人材の派遣や、IoTを活用したビジネスモデルの知見の共有化を図るための研修会などを実施する。

# ロボット導入促進のためのシステムインテグレータ育成事業

平成28年度第2次補正予算額 **14.0億円**

製造産業局 産業機械課 ロボット政策室  
03-3501-1049  
東北経済産業局 情報・製造産業課  
022-221-4903

## 事業の内容

### 事業目的・概要

- 「ロボット新戦略」（平成27年2月 日本経済再生本部決定）では、我が国を「世界一のロボット利活用社会」にするという目標を掲げています。
- 中堅・中小企業へのロボット導入促進のため、政府としては、小型汎用ロボット導入コストを2割削減し、中小企業等に働きかけ最適な生産ラインの設計及びロボット導入を提案する企業（システムインテグレータ）の人材を倍増（既存の1.5万人から3万人に）させることにしています。
- これまでのロボットは、自動車産業等の大企業の個別生産ライン用にカスタマイズされたものが中心であり、中小企業やサービス業へのロボット活用の広がりが限定的でした。他方で、中小企業等の現場には、過酷な作業など、ロボット導入によって労働環境を改善できる余地が数多くあります。システムインテグレータの育成を通じ、中小企業等の労働環境改善を進めていきます。

### 成果目標

- 2020年に労働生産性の伸び率が年間2%以上に向上することを目指します。

### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



## 事業イメージ

### ロボット導入を支援するシステムインテグレータの育成事業

- 中小企業等には、過酷作業（危険・荷重・単純作業）や熟練技能を要する現場が数多くあるのが現状。
- その中で、自らロボットの導入を検討することが難しい事業者も多いところ、労働環境改善や作業自動化に向けたロボットシステムの構想・設計・導入を担うシステムインテグレータを育成し増やすため、システムインテグレータに対して、多くの中小企業等に展開していけるロボットシステムを構築するためのロボット購入費用等の一部を補助。

### システムインテグレータ

ロボットシステムを構築して、中小企業等の現場に提案し展開していく。

### ロボットシステム（例）



### ロボット（例）



### 中小企業等の現場（例）



# ロボット導入実証事業

平成29年度概算要求額 **24.5億円 (23.0億円)**

## 事業の内容

### 事業目的・概要

- 「ロボット新戦略」(平成27年2月10日 日本経済再生本部決定)では、我が国を「**世界一のロボット利活用社会**」にするという目標を掲げています。
- この実現に向けて本事業では、ものづくり分野とサービス分野のロボット未活用領域におけるロボット導入の実証に向けたシステムインテグレーション※(SI)を支援し、**我が国におけるロボット利活用のフロンティアを開拓**します。(※多種多様なロボットや周辺装置を組み合わせ、最適な自動化システムを構築すること。)
- また、「日本再興戦略2016」(平成28年6月2日 閣議決定)にある、**2020年までに小型汎用ロボット導入コストを2割削減し、ロボットシステムの導入を支援する人材を3万人に倍増**の達成に寄与する取組を支援します。
- さらに、「改革2020プロジェクト」(平成27年6月30日 閣議決定)で掲げる、**公共空間で活用可能なロボットの社会実装と、その姿の世界発信を促進**します。

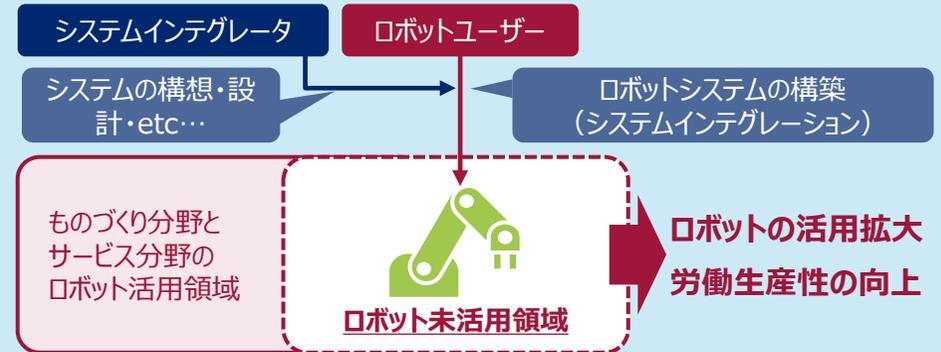
### 成果目標

- 平成28年度から平成32年度までの5年間の事業であり、2020年に労働生産性の伸び率を年間2%以上に向上させることを目指します。

### 条件(対象者、対象行為、補助率等)



## 事業イメージ



### ① ロボット導入実証・FS事業

ロボット未活用領域においてロボットの活用に挑戦する事業者(ロボットユーザー)に対し、当該ロボット導入の実証やFS(実現可能性調査)に要する費用(SI費、機械装置費等)の一部を補助します。

### ② SIプロセス標準等実証事業

ロボットシステムの構想・設計・導入を担うシステムインテグレータと密に連携し、SIプロセス標準に沿ったシステムインテグレーション等を実施する事業者(ロボットユーザー)に対し、その実証に要する費用(SI費、機械装置費等)の一部を補助します。

### ③ 「改革2020」実証事業

市街地・空港等をはじめとする公共空間においてサービスを提供するロボットの社会実装に向けた実証※に要する費用(SI費、機械装置費等)の一部を、その実施者に対して補助します。

※ロボット革命イニシアティブ協議会が策定する安全性確保に関するガイドラインを適用予定。

# 戦略的基盤技術高度化・連携支援事業

## 平成29年度要求額 140.9億円 (139.7億円)

中小企業庁 技術・経営革新課 03-3501-1816  
 商務情報政策局 サービス政策課 03-3580-3922  
 東北経済産業局 産業技術課 022-221-4897  
 東北経済産業局 新事業促進室 022-221-4923

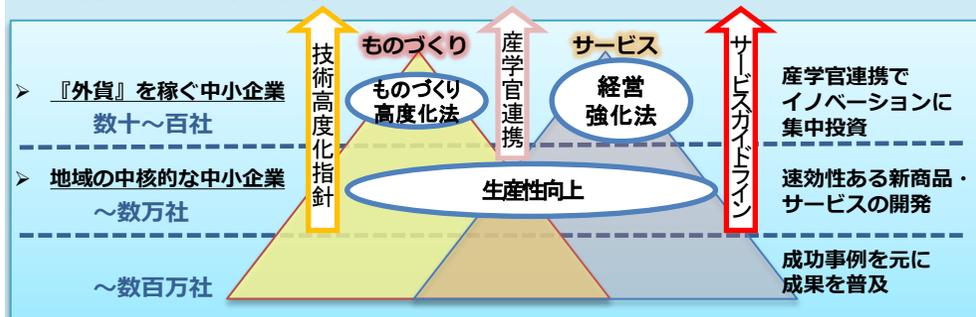
### 事業の内容

#### 事業目的・概要

- 地域経済を支える中小企業におけるイノベーションの創出を図るため、中小企業・小規模事業者が産学官連携して行う研究開発等や新しいサービスモデルの開発等のための事業を支援します。

① 中小ものづくり高度化法の計画認定を受けた事業者が大学・公設試等の研究機関等と連携して行う、研究開発、試作品開発及び販路開拓への取組等

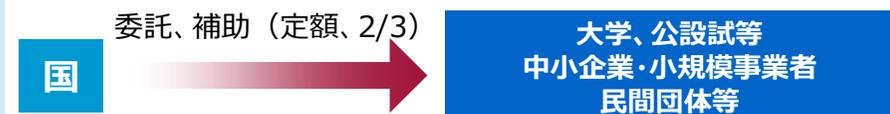
② 経営強化法「異分野連携新事業分野開拓計画」の認定を受けた事業者が、「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」に沿って行うサービス開発等



#### 成果目標

- 事業終了後5年以内に事業化を達成した事業が半数を超えることを目指します（ただし、サービスモデル開発については2年以内）。

#### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



### 事業イメージ

#### ① 研究開発・試作品開発（戦略的基盤技術高度化支援事業）

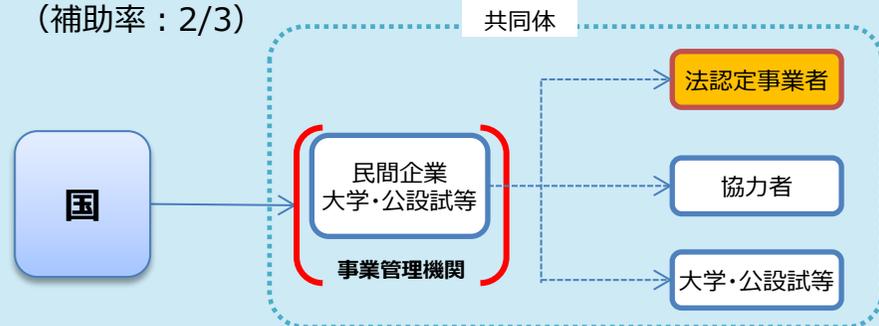
IoT等の我が国の政策に対し、地域のイノベーション力の源泉である中小・小規模事業者等の技術力を最大限活用するため、大学等の研究機関と連携して行う、製品化につながる可能性の高い研究開発等への取組を支援します。

(1) 一般型

・補助上限額：初年度4,500万円（補助率：定額・2/3）  
 2年目は初年度の額の2/3、3年目は初年度の額の1/2を上限として補助

(ア) 大学、公設試等による研究開発等を支援  
 （うち1,500万円を上限、補助率：定額）

(イ) 中小企業・小規模事業者が行う研究開発等を支援  
 （補助率：2/3）



(2) プロジェクト委託型

特定の政策課題解決に資する橋渡し研究機関と連携した研究開発を支援。

・委託上限額：1プロジェクトにつき、1億円 × 3年間

#### ② サービス開発（商業・サービス競争力強化連携支援事業）

中小企業が第4次産業革命に対応できるよう、AI、IoTやビッグデータ等を活用して取り組むサービス産業の生産性向上、サービスモデル開発を支援します。

・補助上限額：  
 1プロジェクトにつき、3,000万円 × 2年間（補助率：2/3）

# 5. 新エネ・省エネの推進とエネルギー 基盤の整備

# 中小企業等に対する省エネルギー診断事業費補助金

平成29年度概算要求額 **11.0億円（7.5億円）**

資源エネルギー庁  
省エネルギー・新エネルギー部省エネルギー課  
03-3501-9726  
東北経済産業局  
エネルギー対策課  
022-221-4932

## 事業の内容

### 事業目的・概要

- **診断事業** 中小・中堅事業者等に対し、省エネ・節電診断等を無料で実施します。
- **省エネ相談地域プラットフォーム事業** 全国に省エネの相談窓口を設置し、中小企業等による省エネの取組をきめ細かに支援します。
- **講師派遣事業** 地方公共団体等が参加費無料で開催する省エネ等に関する説明会やセミナー等に、省エネ及び節電の専門家を無料で派遣します。
- **成果普及事業** 中小企業等の省エネ活動を支援するために、具体的な省エネ診断事例や省エネ技術など、診断事業やプラットフォーム事業の成果を様々な媒体を通じて情報発信します。

### 成果目標

- 平成16年から平成32年までの17年間の事業であり、診断の結果、提案された省エネの取組の9割以上※が実施されることを目指します。また、全国に中小企業等の省エネ取組に係る支援窓口が存在することを目指します。

※（省エネ実施量／診断時において提案した省エネ量）で算出

### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



## 事業イメージ

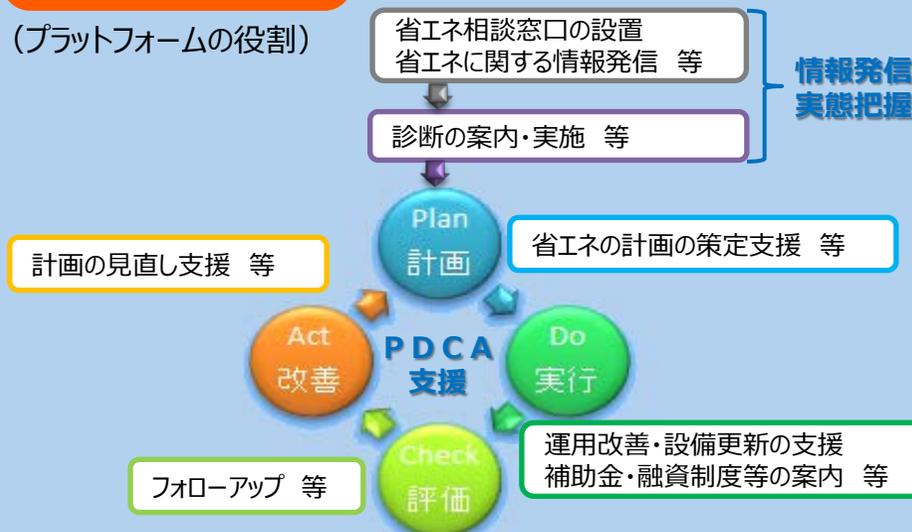
### 診断事業

（省エネ診断の例）

- オフィスの空調の運用改善
- 工場の廃熱の有効利用 等

### プラットフォーム事業

（プラットフォームの役割）



### 講師派遣事業・省エネ情報提供等事業



（説明会の様子）



（ポータルサイトによる情報提供）

# 省エネルギー投資促進に向けた支援補助金

平成29年度概算要求額 **1140.0億円（515.0億円）**

資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部省エネルギー課 03-3501-9726  
製造産業局 生活製品課 03-3501-0969  
東北経済産業局 エネルギー対策課 022-221-4932

## 事業の内容

### 事業目的・概要

- 工場・事業場、住宅、ビルにおける省エネ関連投資を促進することで、エネルギー消費効率の改善を促し、徹底した省エネを推進します。

- 省エネルギー設備への入替支援**  
工場・事業場単位、設備単位で、省エネ効果の高い設備の入替について支援を行います。また、29年度から新たに、工場・事業場や複数事業者間でのエネルギー使用量の削減や原単位改善を支援します。
- ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）の導入支援**  
ZEHの価格低減・普及加速化のため、ZEHの普及目標を掲げたZEHビルダーが設計・建築・改築するZEHの導入を支援します。
- ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）の実証支援**  
ZEBの実現・普及のためのガイドライン作成等を目的に、ZEBの構成要素となる高性能建材や高性能設備機器等の導入を支援します。
- 住宅の断熱・省エネ改修の支援**  
住宅の断熱・省エネ改修を促進するため、高性能建材（断熱材や窓等）や高性能設備（空調設備等）を用いた改修を支援します。

### 成果目標

- 平成42年省エネ目標（5,030万kl削減）達成に寄与します。
- 申請時の省エネ目標の100%以上達成を目指します。
- 平成32年までに新築戸建住宅の過半数のZEH実現と建築物におけるZEB実現及び、省エネリフォーム件数の倍増を目指します。

### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



## 事業イメージ

### 事業者の省エネ取組を支援

**① 工場の省エネ取組**

エネマネ事業者<sup>※</sup>の活用による効率的・効果的な省エネ

設備更新

エネマネの活用等による効率改善

<sup>※</sup>エネマネ事業者：エネルギーマネジメントシステムを導入し、エネルギーの見える化サービスをはじめとした、エネルギー管理支援サービスを通じて工場・事業場等の省エネルギー事業を支援する者。

省エネ効果の高い設備の入替

<高効率照明> <高効率空調>

エネルギー消費原単位改善

	エネルギー使用量	生産量	原単位
設備導入前	1,500	300	50
設備導入後	3,000	1,000	30

原単位改善

エネルギー消費原単位での省エネ

### ZEH/ZEBとは

**②、③**

大幅な省エネを実現した上で、再生可能エネルギーにより、年間で消費するエネルギー量をまかなうことを目指した住宅/建築物

エネルギーを極力必要としない + エネルギーを上手に使う + エネルギーを創る

暖房、冷房、換気、照明、給湯

削減

### 住宅の断熱・省エネ改修を支援

**④**

下記改修により、住宅の省エネ化を実現

ガラスの交換、外窓交換・内窓設置、天井・壁・床等の断熱

高効率空調設備、高効率給湯設備、蓄電システムの導入（戸建住宅に限る）

# 再生可能エネルギーの導入促進のための 設備導入支援事業費補助金

平成29年度概算要求額 **55.0億円（48.5億円）**

## 事業の内容

### 事業目的・概要

- 再生可能エネルギーはエネルギー起源の温室効果ガスの排出削減に寄与し、地域活性化に資する国産エネルギー源であること等から、再生可能エネルギー熱利用システムや発電システムの導入拡大が重要です。
- 本事業では、固定価格買取制度の対象とならない、民間事業者が実施する、木質バイオマスや地中熱等を利用した熱利用設備や、自家消費向けの木質バイオマス発電・太陽光発電等の発電システム、蓄電池の導入に対して補助を行い、地域における再生可能エネルギー利用の拡大を加速します。

### 成果目標

- 再生可能エネルギー熱利用設備・自家消費型再生可能エネルギー発電設備の利用状況（熱供給量・発電電力量）について、事業者の計画値を100%達成し、長期エネルギー需給見通しの実現に貢献します。

### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



## 事業イメージ

### 【再生可能エネルギーの内訳】

太陽熱利用、地中熱利用、温度差エネルギー利用、バイオマス熱利用、雪氷熱利用、バイオマス燃料製造

太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、小水力発電、地熱発電等（蓄電池含む）

※「固定価格買取制度」において設備認定を受けないものを対象とします。



木質バイオマス発電



地中熱利用



太陽光発電

### 再生可能エネルギー事業者支援事業

【補助率 1/3以内、1/2以内、2/3以内】

- 民間事業者による再生可能エネルギー利用設備導入に対して補助を行います。（太陽光発電1/3以内、その他1/2以内）
- 民間事業者が地方公共団体から指定・認定を受け、かつ先導的な事業として認められる再生可能エネルギー利用設備の導入に対して補助を行います。（2/3以内）

※地方公共団体等への補助は環境省が実施。

# 石油製品安定供給確保支援事業

## 平成28年度第2次補正予算額 61.0億円

資源エネルギー庁 石油流通課  
03-3501-1320  
東北経済産業局 資源・燃料課  
022-221-4934

### 事業の内容

#### 事業目的・概要

- 災害時における燃料の安定供給に貢献する中小ガソリンスタンド(SS)による燃料供給体制を確保するため、以下の事業を実施します。

#### (1) 自家発電機を備えた「住民拠点SS」の整備

平成28年4月の熊本地震において、災害時における燃料供給拠点としてのSSの役割が再認識されました。このため、こうしたSSに、自家発電機を整備し、SSの災害時対応能力を強化します。

#### (2) 中小SSの生産性向上による経営安定化

過疎地等において中小SSが中長期的に燃料安定供給の役割を果たすには生産性向上による経営安定化が不可欠です。そのため、

- ①灯油配送合理化の取組（共同タンク運用・配送等）、②メンテナンス費用が節約可能な簡易計量機や省エネ型機器等の導入を支援します。

#### 成果目標

- 本事業を通じて、災害時の燃料供給拠点となる「住民拠点SS」を4年間で8,000カ所整備するとともに、石油製品需要の減少（年率2.5%）を上回るSSの廃業・撤退に歯止めをかけることを目指します。

#### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



### 事業イメージ

#### (1) 災害時の燃料供給拠点となる「住民拠点SS」の整備

##### 「住民拠点SS」による自家発電機導入支援



・自家発電機の導入



・熊本地震時のSS混雑の様子

#### (2) 過疎地等における中小SSの生産性向上による経営安定化

##### ①灯油配送合理化（共同タンク運用・配送等）

###### 大型化



配送ルート・頻度の効率化

###### 共同所有



調達・配送の効率化

##### ②費用節減型設備の導入



地下タンクから簡易計量機への変更によるメンテナンス費用の節減

# 過疎地等における石油製品の流通体制整備事業費

平成29年度概算要求額 **14.5億円（18.2億円）**

## 事業の内容

### 事業目的・概要

- 石油製品需要の減少（年率2.5%）を上回るガソリンスタンド（SS）の廃業・撤退に歯止めをかけ消費者にとってのSSへのアクセスの利便性を維持するために、SSの生産性向上や地域の総合生活サービス拠点への転換による経営基盤強化及び、環境・安全対策を支援します。

### (1) SS過疎地等におけるSSの生産性向上

①SS過疎地等において、需要減少に応じた複数SSの統合・集約・移転を通じた生産性・設備稼働率等の向上を支援します。

### (2) SS過疎地等における地域の総合生活サービス拠点への転換

SSを地域の総合生活サービス拠点に転換し、経営基盤を強化するため、  
②地域の実情の変化を踏まえた燃料供給システムに係る実証事業や、人材育成・マッチングを支援します。

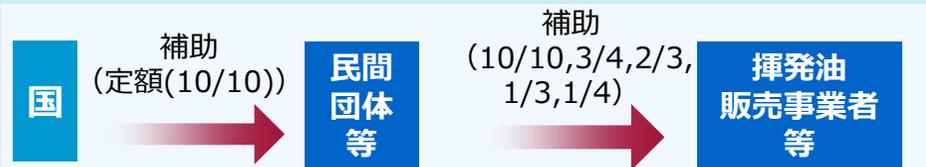
### (3) 環境・安全対策を行う中小SS等への支援

③地下タンクからの危険物漏えい防止対策に係る補強等の工事や漏洩点検検査、④地下タンク等の撤去を支援します。

### 成果目標

- 本事業を通じて、SSの廃業・撤退（現在は年率3.5%減）に歯止めをかけ、石油製品需要の減少並（年率2.5%減）まで抑えることを目指します。

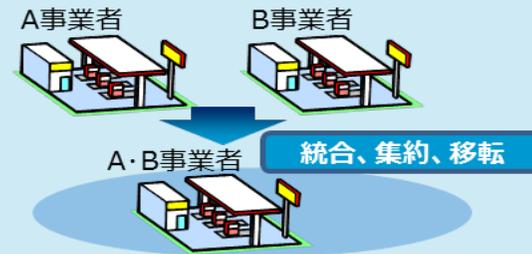
### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



## 事業イメージ

### (1) 中小SSの生産性向上による経営基盤強化

#### ①SS過疎地等における複数SSの統合・集約・移転



### (2) 地域の総合生活サービス拠点への転換

#### ②実証事業、人材育成・マッチング等

[実証例]



<講義形式の研修>



<実地の研修>



### (3) 環境・安全対策を行う中小SS等への支援

#### ③漏えい防止対策、土壌汚染の早期発見

- ・内面ライニング施工
- ・電気防食システム設置
- ・精密油面計設置
- ・危険物の漏れの点検に係る検知検査等

#### ④タンク放置防止



# 災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費 平成29年度概算要求額 25.5億円 (20.2億円)

## 事業の内容

### 事業目的・概要

- 災害時の石油製品の安定供給体制を構築するため、以下の事業を実施します。

#### (1) 自家発電機を備えた「住民拠点SS」(※1)の整備

平成28年4月の熊本地震において、災害時における燃料供給拠点としてのガソリンスタンド(SS)の役割が再認識されました。このため、こうしたSSに、自家発電機を整備し、SSの災害時対応能力を強化します。

#### (2) 「住民拠点SS」及び緊急車両用「中核SS」の供給力強化に係る設備導入支援

「住民拠点SS」及び「中核SS」(※2)が保有在庫量を増加するための地下タンクの入替・大型化を支援します。

#### (3) 緊急時の石油製品供給に係る研修・訓練事業

SSの災害対応能力強化のための研修・訓練を支援します。

- ※1 自家発電機を備え、災害時にも地域住民の燃料供給拠点となるSS
- ※2 災害時に緊急車両等に優先給油を行うSS

### 成果目標

- 本事業を通じ、災害時の燃料供給拠点となる「住民拠点SS」を今後4年間で8,000箇所整備するなど、石油製品の供給体制の構築を通じた災害対応力の向上を目指します。

### 条件(対象者、対象行為、補助率等)



## 事業イメージ

### (1) 自家発電機を備えた「住民拠点SS」の整備

#### 災害対応設備の導入



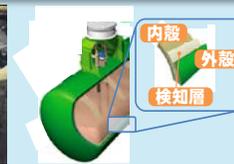
・自家発電機の導入



・熊本地震時のSS混雑の様子

### (2) 住民拠点SS、緊急車両用中核SSの供給力強化に係る設備導入支援

#### 地下タンクの入替・大型化



・鋼製一重殻タンクの撤去及び大型二重殻タンクの設置

### (3) 緊急時の石油製品供給に係る研修・訓練事業

#### 災害対応能力強化のための研修・訓練



災害時の石油製品の安定供給体制を構築

# 災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金

平成29年度概算要求額 **8.0億円 (6.7億円)**

## 事業の内容

### 事業目的・概要

- 災害時において、ガソリンスタンドなどの供給側の強靱化だけでは道路等が寸断した場合に、燃料供給が滞る可能性があることから、需要家側においても自家発電機等を稼働させるための燃料を「自衛的備蓄」として確保することは、災害時の業務継続を確実にする有効な方策です。平成28年4月の熊本地震においても、その有用性は実証されています。
- このため、避難所や病院等の社会的重要なインフラ等への燃料備蓄を推進すべく、災害対応型LPガスタンクや石油製品貯槽等の設置を支援します。

### 成果目標

- 平成26年度から平成30年度までの5年間の事業であり、毎年度、100件以上の避難所や病院等の社会的重要なインフラ等に石油製品の「自衛的備蓄」の確保を促し、災害対応力の強化を目指します。

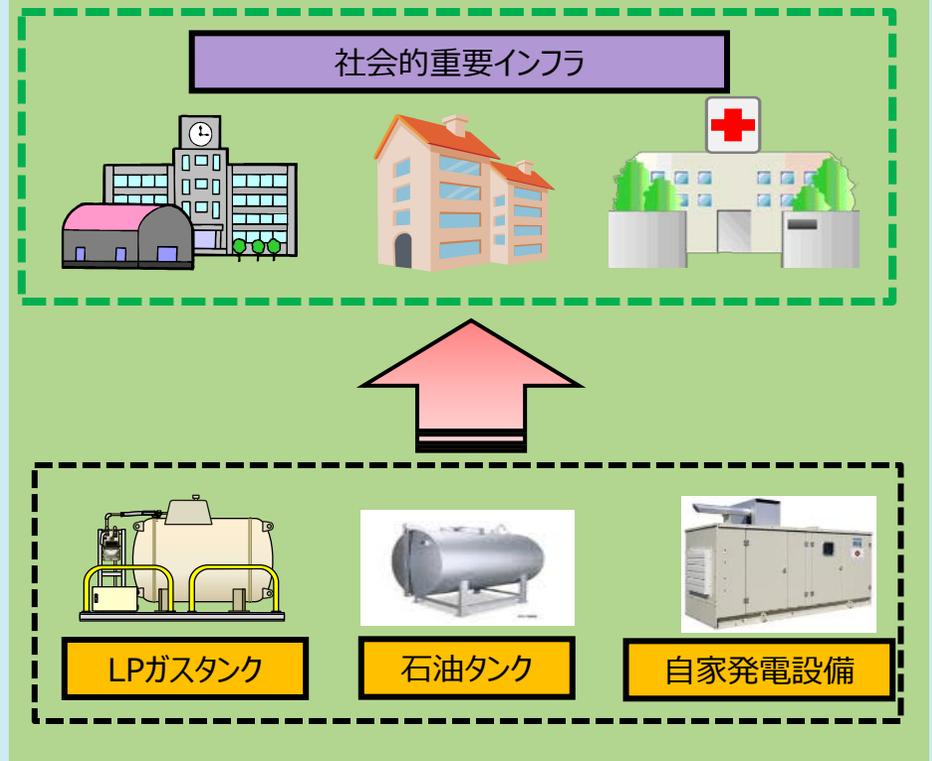
### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



## 事業イメージ

分散型エネルギーであるLPガス・石油製品を利用した、LPガスタンク、石油タンク、自家発電設備等の設置を支援します。

### 需要家側への燃料備蓄の推進



## **6. 被災地の復旧・復興**

# 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業【復興】 （中小企業等グループ補助金）

平成29年度予算概算要求額 **335.0億円（290.0億円）**

中小企業庁  
 経営支援課 03-3501-1763  
 商業課 03-3501-1929  
 東北経済産業局 東日本大震災復興推進室  
 022-221-4813

## 事業の内容

### 事業目的・概要

- 東日本大震災により甚大な被害を受け、特に復興が遅れている地域（岩手県、宮城県、福島県の津波浸水地域及び福島県の避難指示区域等）を対象に、中小企業等グループの復興事業計画に基づきグループに参加する事業者が行う施設復旧等の費用の3/4（うち国が1/2、県が1/4）を補助する。また、商業機能回復のため、共同店舗の新設や街区の再配置などに要する費用も補助する（補助率は上記と同様）。

### 成果目標

- 中小企業等がグループを形成して取り組む復興に係る施設復旧等を支援し、被災地域の経済・雇用の早期の回復を図る。

### 条件（対象者、対象行為、補助率等）

#### 1. 対象者

中小企業等グループに参加する構成員、商店街振興組合、まちづくり会社等

#### 2. 対象経費

施設費、設備費、市場調査費等  
 商業等の賑わい創出のためのイベント等の事業費等

#### 3. 補助率

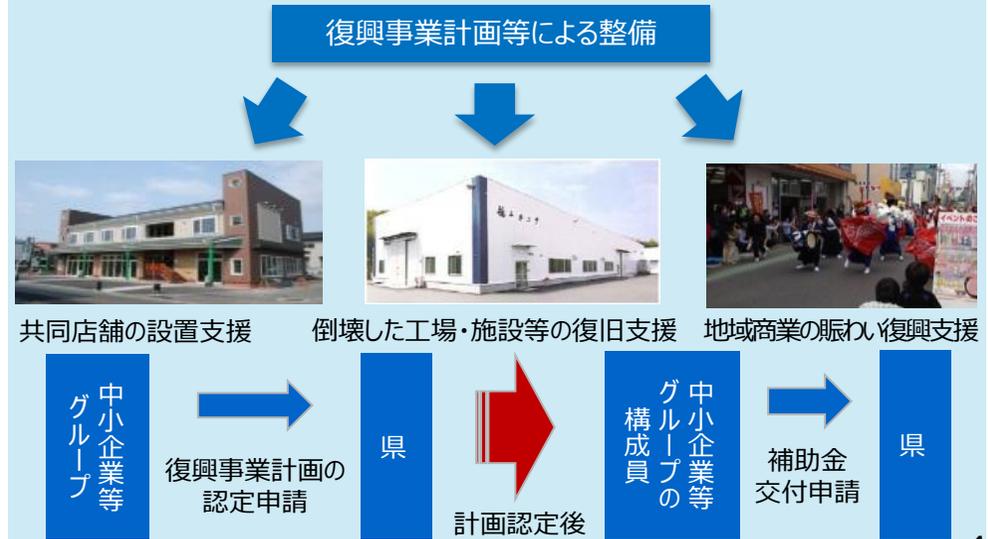
中小企業者・中小企業事業協同組合等：3/4（国1/2、県1/4）



※事業者負担となる1/4相当分は高度化融資（無利子）の利用が可能。

## 事業イメージ

- 中小企業等の事業者がグループを形成し、復興事業計画（自らの施設復旧に要する経費（資材・工事費等）を積算したものを含む）を作成し県の認定を取得。計画認定後、認定されたグループの構成員が自らの施設復旧に要する費用について県に補助金を申請し、国の審査を経て交付決定。
- 従前の施設等の復旧では事業再開や売上回復等が困難な場合、新分野需要開拓等の新たな取組（「新商品製造ラインへの転換」、「新商品・サービス開発」、「生産性向上のための設備導入」、「従業員確保のための宿舍整備」等）に要する費用も補助。
- また、共同店舗の新設や街区の再配置等、地域の需要に応じた商業規模への復興等を支援。



# 中小企業再生支援協議会事業 【復興】

平成29年度概算要求額 **18.6億円**（25.6億円）

## 事業の内容

### 事業目的・概要

- 東日本大震災の被害を受けた中小企業・小規模事業者等の二重債務問題のほか、同震災の影響により業況が悪化している被災事業者の相談に応じるため、被災県の中小企業再生支援協議会を拡充する形で総合相談窓口（産業復興相談センター）を設置しています。

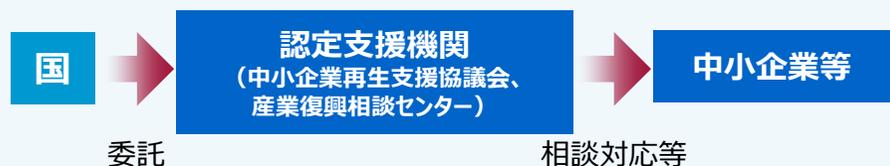
### 成果目標

- 平成25年度からの事業であり、本事業を通じて、被災された中小企業・小規模事業者等の方々の相談等に応じるとともに、必要に応じて、再生に向けた事業計画の策定・債権買取支援などを行います。

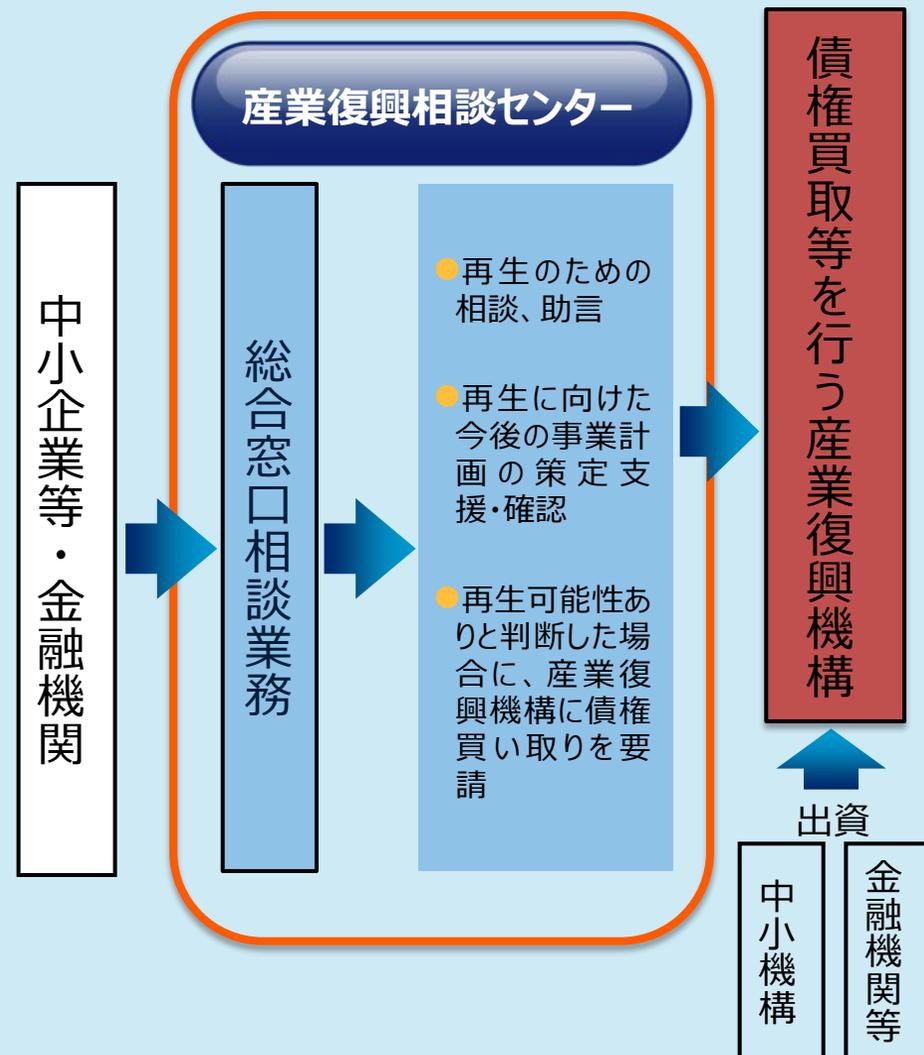
※被災地の産業復興相談センターにおいて相談を受け、被災事業者の本格的な事業再開を促進する。

※被災事業者の自発的な取組を後押しするものであり、目標を立てて推進するものではありません。

### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



## 事業イメージ



# 原子力災害による被災事業者の自立等支援事業【復興】

## 平成29年度概算要求額 事項要求（新規）

### 事業の内容

#### 事業目的・概要

- 避難指示等の対象である被災12市町村のおかれた厳しい事業環境に鑑み、12市町村の事業者の自立へ向けて、事業や生業の再建等を支援します。また、事業者の帰還、事業・生業の再建を通じ、働く場の創出や、買い物をする場などまち機能の早期回復を図り、まちの復興を後押しします。

（参考）平成27年度補正予算（228億円）において、官民合同チームの専門家による個別訪問支援、中小・小規模事業者の事業再開等支援、事業者が帰還し再開できるよう需要喚起を図る市町村の取組への支援を行います。

#### 成果目標

- これらの支援策の実施を通じて、事業者の自立を図ります。また、事業者の帰還、事業・生業の再建を通じ、まちの復興を後押しします。

#### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



### 事業イメージ

#### （1）事業・なりわいの再建等への支援【事項要求】

12市町村の被災事業者の事業・なりわいの再建に向けた支援を行う。具体的には、被災事業者に対して、人材確保、販路開拓、地域の伝統・魅力の発信等を支援するとともに、各商工会議所・商工会の広域的な連携強化や、新規創業等の促進にも取り組みます。なお、具体的な内容は、今後の帰還困難区域の取扱い等を踏まえ、被災事業者等のニーズを把握する必要があることから、事項要求とします。

#### （2）事業再開に至らなかった方々の新たな生きがい創出等の支援

##### 【事項要求】

地域の人と人のつながり回復を通じ、地域の活性化、さらには産業振興やまちづくりにも資するような取組を行うグループの活動を支援します。なお、具体的な内容は、今後の帰還困難区域の取扱い等を踏まえ、被災事業者等のニーズを把握する必要があることから、事項要求とします。

#### （3）事業者の帰還や事業再開を後押しする需要の喚起

##### 【事項要求】

地元商店による共同配達や医療サービスに係る移動・輸送手段の確保を支援すること等により、事業再開を後押しするとともに、生活関連商品・サービスの需要の喚起につなげます。なお、具体的な内容は、今後の帰還困難区域の取扱い等を踏まえ、被災事業者等のニーズを把握する必要があることから、事項要求とします。

# 福島イノベーション・コースト構想推進施設整備等補助金 (地域復興実用化開発等促進事業)【復興】

平成29年度概算要求額 事項要求 (69.7億円)

福島復興推進グループ  
福島新産業・雇用創出推進室  
03-3501-8574  
製造産業局 産業機械課  
03-3501-1691  
商務情報政策局 医療・福祉機器産業室  
03-3501-1562  
東北経済産業局 東日本大震災復興推進室  
022-221-4813

## 事業の内容

### 事業目的・概要

- 福島県浜通り地域において、国内外の研究者、技術者、企業等の英知を結集するためにも、共同で研究を行い、イノベーションを創出する環境を整備していくことが必要です。
- 今後、福島第一原発の廃炉や被災地域の復興を円滑に進めていくため、その周辺地域において、ロボット技術をはじめエネルギーや農業など多岐にわたる分野の研究開発が実施されることとなりますが、このような先端課題の解決に向けて開発された技術や人材が福島県浜通り地域の産業復興を支える新技術や新産業創出の原動力となることが期待されています。
- そのため、福島県浜通り地域において、イノベーション・コースト構想の重点分野について、地元企業との連携等による地域振興に資する実用化開発等を促進し、福島県浜通り地域の早期の産業復興を実現すべく、
  - ①福島県浜通り地域において実施される実用化開発等
  - ②国際産学官共同利用施設への入居による実用化開発等
 などの費用を支援します。

### 成果目標

- 2020年(平成32年)を当面の目標に、福島県浜通り地域に先端的な産業の集積を創出します。

### 条件 (対象者、対象行為、補助率等)



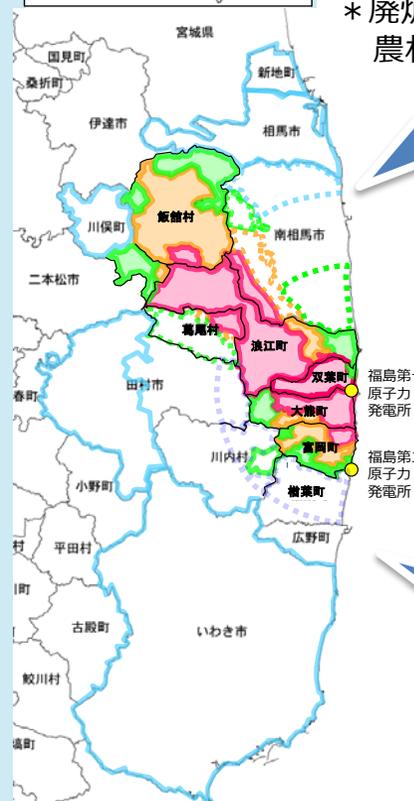
## 事業イメージ

### 地域復興実用化開発等促進事業イメージ



ロボット技術等イノベーション・コースト構想の重点分野(\*)について、地元企業との連携等による地域振興に資する実用化開発等の費用を補助します。

\* 廃炉、ロボット、エネルギー、環境・リサイクル、農林水産業等の分野を言います。



### 【支援対象となる実用化開発等】

- ①福島県浜通り地域において実施される実用化開発等
  - 地元企業等  
補助率 大企業1/2、中小企業2/3
  - 地元企業等と連携して実施する企業  
補助率 大企業1/2、中小企業2/3
- ②国際産学官共同利用施設への入居による実用化開発等  
補助率 大企業1/2、中小企業2/3



共同利用施設イメージ図

# 福島イノベーション・コースト構想 実現可能性調査等補助事業【復興】

## 平成29年度概算要求額 2.0億円（1.0億円）

福島復興推進グループ  
福島新産業・雇用創出推進室  
03-3501-8574  
東北経済産業局 東日本大震災復興推進室  
022-221-4813

### 事業の内容

#### 事業目的・概要

- 福島イノベーション・コースト構想については、イノベーション・コースト構想推進会議の議論の整理を踏まえ、今後、関係者が一丸となって、ロボットテストフィールド、国際産学連携拠点、スマート・エコパーク（最先端の環境・リサイクル関連産業の集積）、エネルギー関連産業プロジェクト、農林水産プロジェクト等のプロジェクトの事業化、拠点の整備を進めていきます。
- プロジェクトは様々な主体が実施していくこととなりますが、本事業では、県や民間企業等においてこうしたプロジェクトの具体化を進めていくにあたり必要な調査等を実施します。

#### 成果目標

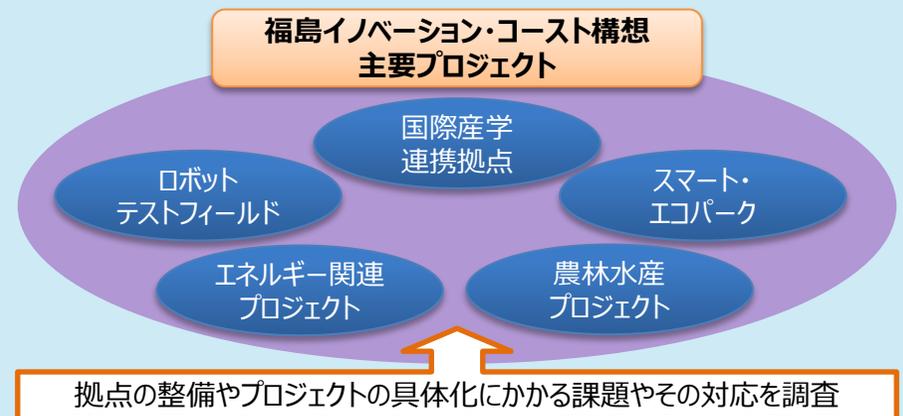
- 調査を通して、イノベーション・コースト構想の拠点の整備やプロジェクトの具体化にかかる課題やその対応を検討し、プロジェクトを効果的に推進します（平成32年度までに20件）。

#### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



### 事業イメージ

- 県や民間企業等が主体となって検討するプロジェクトについて、実施体制、拠点の機能、他の機関との連携・機能分担等の課題やその対応を検討する実現可能性調査等に必要な費用を補助します。



#### プロジェクトのイメージ例

（国際産学連携拠点の整備）

- 国内外の機関が結集し、廃炉、環境修復、農林水産等の教育・研究拠点。



（プロジェクトの具体化）

- 新たな産業集積の構築を目指した最先端の環境・リサイクル関連事業、再生可能エネルギー、スマート農業等農林水産業に係るプロジェクト



# 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金

## (総額 2,090億円) ※平成25年度から継続

地域経済産業グループ 地域産業基盤整備課  
03-3501-1677  
福島復興推進グループ 福島新産業・雇用創出推進室  
03-3501-8574  
中小企業庁 商業課  
03-3501-1929  
東北経済産業局 東日本大震災復興推進室  
022-221-4813

### 事業の内容

#### 事業目的・概要

- 東日本大震災により被害を受けた津波浸水地域（青森県、岩手県、宮城県、茨城県）及び福島県全域（避難指示区域等※を除く。）を対象に工場等の新增設を行う企業を支援し、雇用の創出を通じて地域経済の活性化を図ります。  
※「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金」にて対応いたします。
- 加えて、津波により被害を受けた地域（岩手県、宮城県、福島県）を対象に、民間事業者等が整備する商業施設（共同施設）を支援し、商業回復を図ります。

【対象施設】工場（製造業）、物流施設、試験研究施設、コールセンター、商業施設（一部地域）等

【対象経費】用地の取得、建屋建設から生産設備の設置までの初期の工場立地経費／商業施設及びその付帯施設、設備の整備経費

【交付要件】投資額に応じた一定の雇用の創出など

【補助上限額】製造業等立地支援事業：原則として30億円  
商業施設等整備支援事業：原則として5億円

【実施期間】申請期間：30年度末まで、運用期間：32年度末まで

#### 採択実績件数

(平成28年9月末時点)

	青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	合計
採択件数	21	44	178	277	63	583

#### 条件（対象者、対象行為、補助率等）

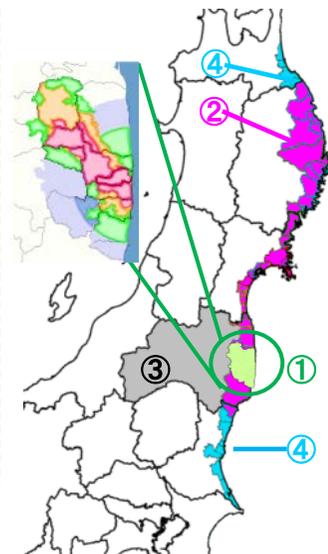


### 事業イメージ

#### I 製造業等立地支援事業

平成28年5月現在

1. 津波浸水地域  
②津波で甚大な被害を受けた市町村（避難指示区域等を除く。）  
**大企業1/3～1/8、中小企業1/2～1/6**  
④津波浸水被害のある特定被災区域の市町村  
**大企業1/5～1/10、中小企業1/4～1/10**
2. 原子力災害被災地域  
③福島県（避難指示区域等及び津波で甚大な被害を受けた市町村を除く。）  
**大企業1/4～1/8、中小企業1/3～1/8**



※なお、①避難指示区域等は、「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金」にて対応いたします。

#### II 商業施設等整備支援事業

1. 津波浸水地域  
②津波で甚大な被害を受けた市町村  
**被災中小 3/4以内**  
**非被災中小 2/3以内、その他 1/2以内**

※なお、①避難指示区域等は、「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金」にて対応いたします。



# 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金【復興】

(総額 320.0億円) ※平成28年度から継続

地域経済産業グループ 地域産業基盤整備課  
03-3501-1677  
福島復興推進グループ 福島新産業・雇用創出推進室  
03-3501-8574  
中小企業庁 商業課  
03-3501-1929  
東北経済産業局 東日本大震災復興推進室  
022-221-4813

## 事業の内容

### 事業目的・概要

- 被災者の「働く場」を確保し、今後の自立・帰還を加速させるため、福島県の避難指示区域等を対象に、工場等の新增設を行う企業を支援し、雇用の創出及び産業集積を図る。
- 加えて、住民の帰還や産業の立地を促進するため、商業回復を進める。

【対象地域】 12市町村の避難解除区域等

【対象経費】 用地の取得、建設から設備設置までの初期の立地経費 等

【交付要件】 投資額に応じた一定の雇用の創出など

【実施期限】 申請期限：30年度まで、運用期限：32年度まで

- なお、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金については、30年度まで制度を延長。

### 条件 (対象者、対象行為、補助率等)



## 事業イメージ

### I 製造・サービス業等立地支援事業

対象業種: 製造業、卸・小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業 等  
対象施設: 工場、物流施設、試験研究施設、機械設備、店舗、社宅 等  
補助率: ①避難解除区域 (避難指示解除後1年以内)、避難指示解除準備区域、居住制限区域

中小企業 3/4以内、大企業 2/3以内

②避難解除区域 (上記を除く)

中小企業 2/3以内、大企業 1/2以内



工場 (製造業)



物流施設



機械設備



小売店

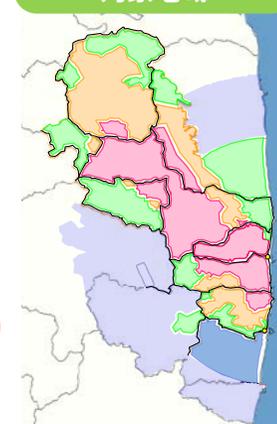


飲食店



社宅

### 対象地域



凡例

帰宅困難区域
居住制限区域
避難指示解除準備区域
避難解除区域 (解除から1年未満)
避難解除区域・旧緊急時避難準備区域

### II 商業施設等立地支援事業

対象施設: 商業施設 (公設型、民設共同型)  
補助率: 自治体、民間事業者等 3/4以内



# 福島県等復興産学官連携支援事業【復興】

平成29年度概算要求額 **1.1億円（1.0億円）**

## 事業の内容

### 事業目的・概要

- 原子力災害の影響を受ける被災地域の企業では、震災以前の取引関係を失う等大きな影響が生じ、操業を再開しても生産活動は依然として厳しい状況にあります。
- このような中、新たな商品の開発や技術的な強みの獲得は、風評の払拭や新たな販路の開拓にも資するものです。また、そうした商品開発等の取組にあたっては、大学等の技術・知見の活用や、大学等の研究成果の商品化等、被災企業が大学等と共同で取組むことが有効です。
- こうしたことを踏まえ、本事業では、未だ風評の影響が残る主に福島県を対象として、被災企業と大学、公的研究機関、大手企業等との連携の機会を提供し、試作品製作等を支援することにより、商品開発、販路開拓を促進します。

### 成果目標

- 採択事業をきっかけとする支援先被災企業の累計売上額が、採択事業終了後2年以内に予算投入額の2倍を超えることを目指します。但し、予算投入年度ごとに売上額を評価します。

### 条件（対象者、対象行為、補助率等）

【補助率】産学官連携支援(①)：定額  
商品開発支援(②)：1/2

国

補助

民間団体等

## 事業イメージ

補助事業者（被災企業とのネットワークを有する民間団体等）が、支援対象として選定した被災企業に対し、次の事業を行います。

### ①産学官連携支援事業

被災企業の販路開拓のため、  
・被災地での展示会、セミナー、シンポジウム等の開催  
・被災企業に対する展示会への出展支援  
・被災企業のシーズに合った大学、公的研究機関又は大手企業等との面談、商談の機会提供を実施します。

### ②商品開発支援事業

被災企業が大学、公的研究機関又は大手企業等と連携して行う試作品製作等への支援を通じて、被災企業の商品の対外発信力や商品開発力、技術力を高めます。



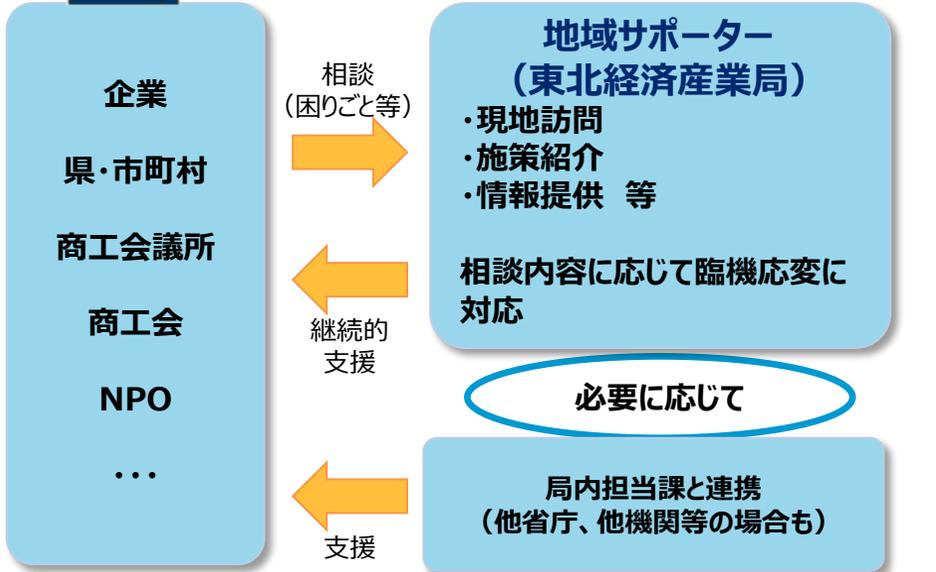
(写真) 展示会、セミナー、面談会の例



# 「地域サポーター制度」のご紹介



どこに相談したらいいんだろう・・・？



まずは地域サポーターにご相談ください。



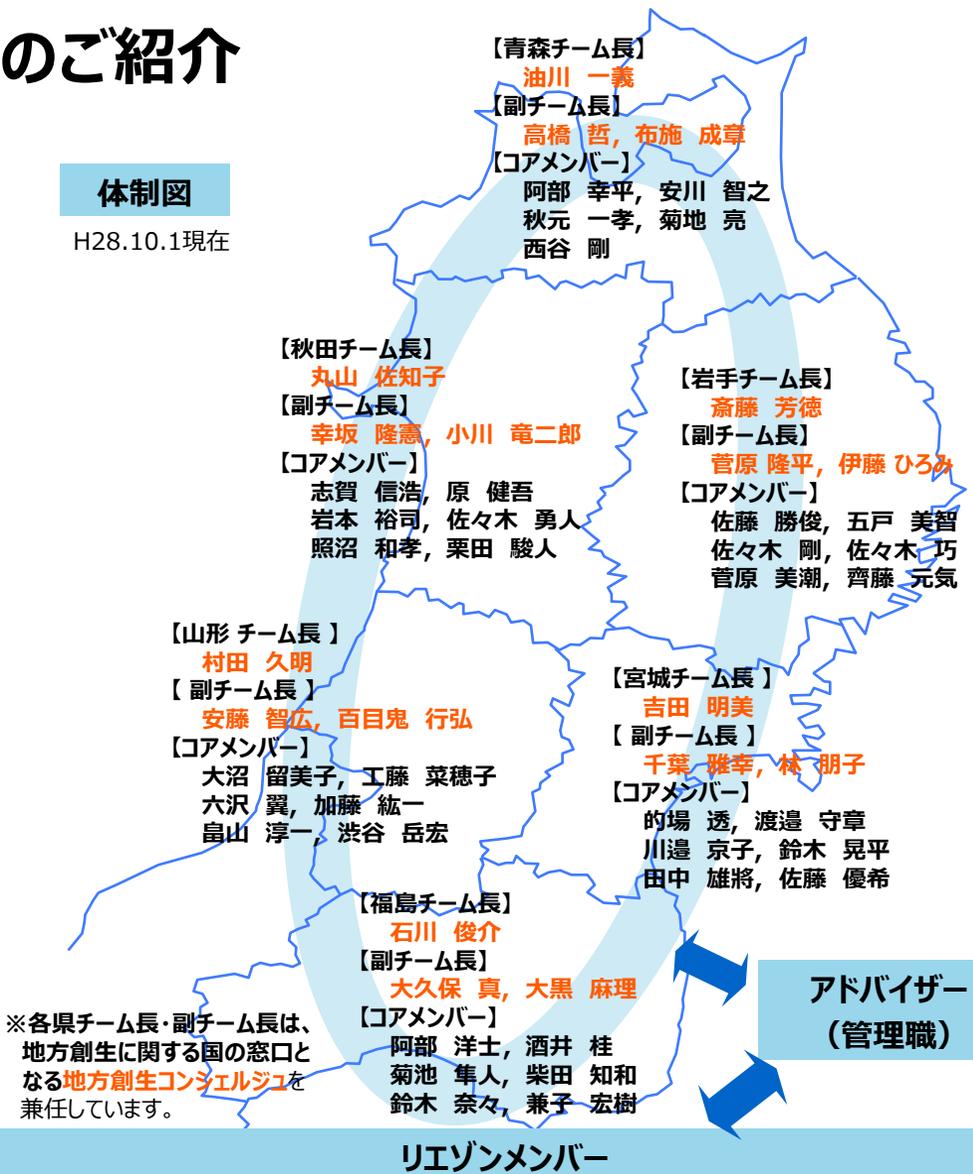
総合窓口

◇お問い合わせはこちらまで、お気軽にどうぞ！

- 青森県サポーター aomori@meti.go.jp
- 岩手県サポーター iwate@meti.go.jp
- 宮城県サポーター miyagi@meti.go.jp
- 秋田県サポーター akita@meti.go.jp
- 山形県サポーター yamagata@meti.go.jp
- 福島県サポーター fukushima@meti.go.jp

## 体制図

H28.10.1現在



※各県チーム長・副チーム長は、地方創生に関する国の窓口となる地方創生コンシェルジュを兼任しています。

- 全職員が、担当県の「コアメンバー」又は「リエゾンメンバー」です。
- 「コアメンバー」は担当県の総合窓口。地域の訪問等、先頭に立った活動を展開。
- 「リエゾンメンバー」もコアメンバーに準じて活動を展開。
- さらに、コアメンバー、リエゾンメンバーに対して助言する「アドバイザー」を配置。